

文化観光スポーツ部のあゆみ



はじめに

文化観光スポーツ行政は文化部門、空手部門、観光部門、スポーツ部門、交流部門で構成されており、それぞれの部門の連携を強化し、より効果的な施策展開を図ることを目的に、2011（H23）年度に文化観光スポーツ部を設置しました。

文化については、2006（H18）年度の「しまくとぅばの日に関する条例」の制定、2007（H19）年度の博物館・美術館の新築移転、2013（H25）年度の「沖縄県文化芸術振興条例」の制定、2020（R2）年度の「琉球歴史文化の日条例」の制定、2022（R4）年度の「美ら島おきなわ文化祭2022」の開催などにより、県民文化の向上及び文化芸術の振興に寄与してきました。

空手については、空手振興課の設置、沖縄空手会館の整備、沖縄空手振興ビジョンの策定及び沖縄空手世界大会等の開催等、沖縄が世界に誇る伝統文化である空手の保存・継承・発展を図るための各種施策に取り組んできました。

観光については、2020（R2）年以降新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、2018（H30）年度に入域観光客数が1,000万人を突破し、2019（R1）年度には観光消費による経済波及効果が1兆円を超えるなど、本土復帰以降、沖縄のリーディング産業として県民の雇用や暮らしを支え、沖縄の振興発展に大きく寄与してきました。

スポーツについては、生涯スポーツ社会の実現に向けた環

境整備の推進、競技スポーツの選手育成や競技力向上、スポーツキャンプ・合宿等のスポーツコンベンション誘致、スポーツツーリズムを活用した沖縄観光の新たな魅力の創出を図ってきました。

交流については、ウチナーンチュ大会の開催によるウチナーネットワークの継承・発展を図るとともに、将来の国際協力・国際貢献を担う人材の育成、姉妹友好都市との継続的な交流の実施などにより、諸外国・地域との多角的な国際交流の推進に寄与してきました。

ここでは、文化観光スポーツ行政の50年のあゆみとして「文化の振興」「沖縄空手の振興」「観光の振興」「スポーツの振興」「交流の推進」の項目ごとに、これまでの取り組み、成果や今後の展望などをまとめてみました。

1 文化の振興

本県は、古くからアジアの国々との交易・交流を通して、多くの文化を吸収し調和させ、独自の文化を創り出してきました。先人が営々と築き上げた文化的蓄積のうえに、さらに新しい豊かな県民文化を創造していくことは、現代に生きる私たちの務めであると同時に、心豊かな社会を形成していくうえで欠かせないものです。

（1）文化振興の推進

本県独自の歴史と風土の中から生まれた多彩な伝統芸能は、国内外に誇れる沖縄の文化的資産です。これまで1992（H4）年11月の「アジア太平洋芸能フェスティバル・イン沖縄」開催、2000（H12）年7月の「九州・沖縄サミット」開催に際しての伝統芸能公演、韓国済州道との芸能団相互訪問公演、そして2022（R4）年10月～11月の復帰50周年記念事業として開催された「美ら島おきなわ文化祭2022（第37回国民文化祭、第22回全国障害者芸術・文化祭）」などを通して国内外との文化交流を推進し、好評を博してきました。

また、2013（H25）年10月に「沖縄県文化芸術振興条例」、2021（R3）年3月に「琉球歴史文化の日条例」を制定するなど、本県の文化振興を図る各種施策に取り組んできました。

今後は、沖縄文化の保存・普及・創造とさらなる発展を図るため、2022（R4）年5月に策定された「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の分野別計画である「沖縄県文化芸術振興計画（仮称）」を策定し、沖縄文化の継承・発展・普及及び文化芸術の振興と文化芸術を支える環境づくりなど、文化芸術振興施策を総合的に推進していきます。



美ら島おきなわ文化祭2022（天皇皇后両陛下おきなわ工芸の杜御訪問）

（2）沖縄文化の魅力発信

ア 沖縄県芸術文化祭

沖縄県芸術文化祭は、県民のさまざまな芸術文化活動を奨励するとともに、広く県民に芸術鑑賞の機会を提供することにより、県民文化の向上、発展に寄与することを目的に、復帰の年（1972（S47）年度）から毎年実施しています。

展示部門については、美術・写真・書道の県内公募展であり、入賞・入選作品を展示する本展を開催しています。また、写真選抜展として移動展を市町村と連携し開催しています。

舞台部門については、県民に重要無形文化財保持者等による組踊、琉球舞踊、沖縄芝居等の伝統芸能公演の鑑賞機会を提供するため、市町村において、毎年度11月から12月にかけて開催しています。

展示部門において、若年者の出品数が少ないことから、若年層が文化芸術活動に参加し、体感できる環境作りを取り組

んでいきます。

イ かりゆし芸能公演

県民及び観光客に伝統芸能の鑑賞機会を提供するほか、若手実演家の育成や、次世代を担う子どもたちが沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出することを目的として、1993（H5）年度から「かりゆし芸能公演」を開催しています。

同公演では、琉球舞踊、組踊、三線等音楽、沖縄芝居等を幅広く実施しています。

ウ 国立劇場おきなわ

沖縄の本土復帰の1972（S47）年5月15日に国の重要無形文化財となった「組踊」をはじめとする沖縄伝統芸能の保存振興を図るとともに、沖縄の地理的、歴史的な特性を生かし、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点となることを目的として、2004（H16）年1月沖縄県浦添市に開場しました。

国立劇場おきなわは、独立行政法人日本芸術文化振興会の施設であり、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団が運営しています。組踊、琉球舞踊、琉球音楽等の公演事業等を行うとともに、組踊伝承者養成や調査研究、沖縄伝統芸能に関する資料収集等を行っています。

組踊については、2010（H22）年11月にユネスコの無形文化遺産に登録されるとともに、2019（R1）年5月には、組踊が首里城で初めて上演されてから300年を記念する「組踊上演300周年記念事業」の開幕式典を国立劇場おきなわで開催しました。



令和4年度10月研究公演 朝薫五番とからくり花火 組踊「執心鐘入」（国立劇場おきなわ提供）

エ 県立博物館・美術館

那覇市首里にあった旧県立博物館について、新たに美術館を併設する新館の建設・移転事業が2002（H14）年度に復帰30周年記念事業として位置づけられ、県教育庁所管施設として那覇市おもろまちに新築移転し、2007（H19）年11月に「沖縄県立博物館・美術館」の名称で新たに開館しました。

その後、国内外から本県への観光客数が大幅に増加し、同

館が県民を対象とする社会教育施設としての役割に加え、沖縄を総合的に紹介する文化・観光施設としてのニーズも高まっていたことから、2011（H23）年4月に県知事部局の文化観光スポーツ部新設に伴い、教育庁から同部へ移管（事務委任）して運営しています。

同館では、沖縄の自然・歴史・文化・芸術等に関する資料の収集・保存、調査研究等を行うとともに、展示会等を通じてその成果の公開・普及・発信に取り組んでいます。

2022（R4）年3月末時点で、同博物館では自然史・人類・美術工芸・歴史・考古・民俗資料等を10万497点、同美術館では沖縄の作家を中心に平面・立体・写真・映像・その他4,814点の資料を収蔵しており、これらの資料については、常設的に開催している博物館常設展、美術館コレクション展において適宜に展示替え（展示資料の入れ替え）を行いながら公開しています。

また、同館学芸員が取り組んできた調査研究活動の成果を踏まえて、沖縄に関連するさまざまな内容の企画展・特別展や移動展等を実施するとともに、幅広い世代の学びの場として、多様なテーマの文化講座・学芸員講座や、体験学習教室・ワークショップ、バックヤードツアー、展示解説会等の教育普及活動を実施しています。

同館は2007（H19）年11月の開館以来、2022（R4）年3月末までに約633万人の来館者をお迎えしています。



沖縄県立博物館・美術館外観

（3）しまくとぅばの保存・普及・継承

県内各地域において世代を超えて受け継がれてきた「しまくとぅば」は、組踊、琉球舞踊、島唄等の沖縄文化の基層であり、沖縄県民のアイデンティティの拠り所でもあります。

2006（H18）年3月には、9月18日を「しまくとぅばの日」とする「しまくとぅばの日に関する条例」が制定されました。2009（H21）年2月には、ユネスコ（国連教育科学文化機関）において、消滅の危機にある言語・方言として、国頭語、沖縄語、宮古語、八重山語、与那国語が指定されました。

沖縄文化の基層である「しまくとぅば」が消滅すると、県民の郷土愛も失われ、結果的に沖縄文化の衰退へとつながるも

のと危惧されることから、沖縄県では、2013（H25）年9月に策定された「しまくとぅば普及推進計画」に基づき、県民運動を展開するとともに、2017（H29）年9月には、「しまくとぅば普及センター」を設置し、同センターを中心に、関係機関や関係団体と連携を図りながら、「しまくとぅば」の普及・継承に取り組んできたところです。

話者の高齢化に伴い、日常生活におけるしまくとぅばを話す機会や聞く機会の減少が見られるため、日常生活のあらゆる場面における「しまくとぅば」に接する機会や話者の確保をどう図っていくかという点が課題となっていることから、市町村、教育機関、各地域文化協会、NPO等普及団体、民間企業、研究者等、さまざまな主体と連携・協働し、実効性のある取り組みを速やかに、かつ、集中的に講じていきます。

（4）文化の担い手育成 ア 県立芸術大学

① 沿革

「沖縄県立芸術大学」は、1986（S61）年4月に沖縄県初の公立大学として開学しました。設立当初は、美術工芸学部と附属研究所の単科大学として発足しましたが、その後、1990（H2）年4月に音楽学部を開設し総合大学としての体制を整えました。さらに、1993（H5）年4月に大学院修士課程造形芸術研究科、1994（H6）年4月に大学院修士課程音楽芸術研究科、1995（H7）年4月に美術工芸学部美術学科芸術学専攻、1996（H8）年4月に大学院後期博士課程芸術文化学研究科を設置しています。2021（R3）年4月からは公立大学法人として新たにスタートし、今日に至っています。

② 設置目的及び建学の理念

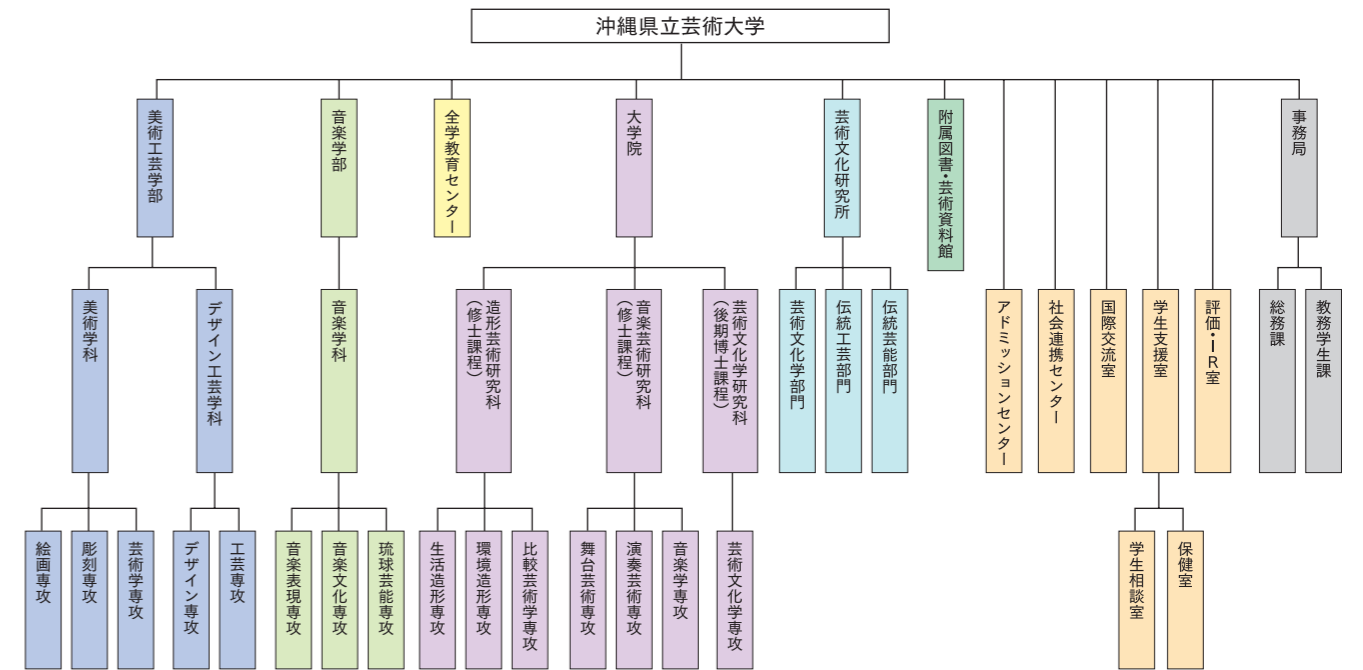
県立芸術大学は、沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的芸術文化の形成、発展を担う人材を育成することを目的としています。

建学の理念は、日本文化の中における沖縄の地域文化の特性と伝統の源流を探り、個性的な芸術文化の継承と創造を未来につなぐことです。

わが国の最南に位置する県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と、地域文化伝統の個性とのかかりを明らかにし、その広がりを目指し、汎アジア的芸術文化に特色をおいたユニークな研究教育機関であることを目指しています。

③ 教育・研究及び管理運営組織

県立芸術大学は、設置の目的や建学の理念を達成するための推進体制として、右図に示すような教育・研究及び管理運営組織が設けられています。



芸大組織図

④ 教育成果

県立芸術大学は、伝統工芸や芸能など沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造発展を担う人材を育成するとともに、西洋美術や西洋音楽の古典や現代の芸術の動向も視野に入れながら、人類普遍の美を追求する中で、美術工芸、音楽・芸能分野における実践と研究、教育の専門家を養成しており、卒業生や修了生からは、県内をはじめ国内外においても活躍する人材を輩出しています。

具体的には、美術工芸学部では、学生は在学中から「石本正 日本画大賞展」準大賞や「A' Design Award & Competition」入賞、「新匠工芸会展」奨励賞など、国内外のコンペや公募展等で優秀な成績を収めています。卒業後は、多くの者が美術・工芸作家等として国内外で活躍しており、また、大学等教育研究機関や小学校・中学校・高等学校、各地の美術館・博物館、デザイン事務所、工房ほか関連する企業等で活躍しています。

音楽学部では、学生は在学中から新報音楽コンクールや沖縄タイムス伝統芸能選考会等、各種コンクールにおいて受賞・入賞しています。卒業後は、国指定重要文化財「組踊」や沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統舞踊」の伝承者として活躍しているほか、東京交響楽団員やドイツのヴァイマル歌劇場専属歌手など、国内外でも活躍しています。また、大学等教育研究機関や小学校・中学校・高等学校、国立劇場おきなわ、一般財団法人沖縄美ら島財団ほか関連する企業等で活躍しています。

イ 公益財団法人沖縄県文化振興会

県民の主体的、創造的な文化活動を支援し、本県の文化振興に寄与するため、1993（H5）年3月に財団法人沖縄県文化振興会が設立され、2011（H23）年4月に公益財団法人へ移行しました。

同振興会では、沖縄県芸術文化祭やかりゆし芸能公演の他、文化・芸術・学術の普及・啓発事業や調査、収集、記録及び提供等の事業、文化活動等への助成事業、沖縄県公文書館の管理運営等に関する事業を行っています。

ウ 沖縄県文化協会

沖縄県文化協会は、会員相互の交流・連携を含め、会員の文化活動を促進するとともに、地域文化の振興に寄与することを目的として1995（H7）年3月に設立されました。

同協会では、県と連携し、地域住民が地域の伝統行事、伝統芸能の魅力を再発見する取り組みや、しまくとぅば普及セ



特選沖縄の伝統芸能 宮平の獅子舞（南風原町宇宮平）

センターの設置の他、会員や県内外の文化団体との相互の交流・連携及び情報交換を図るとともに、研修会、講習会等の開催、機関紙等の発行、文化に関する調査研究及び情報提供等を行っています。

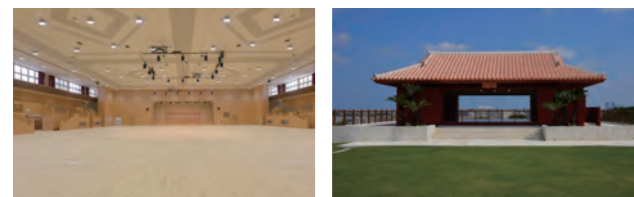
2 沖縄空手の振興

沖縄を発祥の地とする空手は、厳しい鍛錬を通して体を鍛えるとともに、心を磨き礼節を重んじる「平和の武」として国内外に広く普及し、2020東京オリンピックでは正式種目に採用され、現在では、世界中に1億3,000万人の空手愛好家がいるとされています。その特徴は、型に秘められた奥深く洗練された技、そして「空手に先手なし」「人に打たれず、人を打たず、全て事なきを基とするなり」といった先人の言葉に表される礼節を重んじ、平和を希求する精神性にあります。

(1) 空手の保存・継承・発展

ア 空手振興の体制整備

沖縄が世界に誇る伝統文化である空手を保存・継承・発展させるため、沖縄県は2016(H28)年4月、空手に特化した振興施策を推進する専任の課として「空手振興課」を設置しました。2017(H29)年3月には沖縄空手の発信拠点となる沖縄空手会館の供用が開始されました。また、2018(H30)年3月には「沖縄空手振興ビジョン」を策定し、沖縄空手の目指すべき将来像の実現に向けて各種施策を戦略的かつ計画的に取り組んでいます。



沖縄空手会館。航空写真(上)、道場(中左)、特別道場(中右)、資料室(下)

イ「空手の日」奉納演武・記念演武祭

2005(H17)年3月29日、沖縄県議会では、沖縄伝統の空手が今後ますます発展し、世界の平和と人々の幸福に貢献することに願いを込めて、「10月25日」を「空手の日」として制定しました。

沖縄県では、空手の日に合わせて毎年、奉納演武及び記念演武祭を開催しています。10月25日は沖縄空手会館特別道場にて、沖縄県指定無形文化財「沖縄の空手・古武術」保持者等による奉納演武が行われます。2016(H28)年10月23日に国際通りで開催した空手の日記念演武祭では、国内外から空手愛好家が集い、集団演武による3,973人のギネス世界記録を達成し、空手振興の成果の一つとして記憶に残るところとなっています。



2016(H28)年記念演武祭 集団演武のギネス世界記録達成

ウ ユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組み

沖縄空手は、沖縄の独特な歴史・風土の中で生まれ今日まで大切に継承され、地域に根ざした町道場での鍛錬、お祭りやお祝いの場などでの演武披露、学校教育に取り入れられるなど、地域社会における人々の絆や連携を強める役割を果たしています。

貴重な伝統文化である沖縄空手を次世代へ正しく保存・継承するため、沖縄県は沖縄空手のユネスコ無形文化遺産への登録を目指しています。

2020(R2)年8月に沖縄伝統空手道振興会等の空手関係団体をはじめ、県議会や市町村、教育、文化・芸術、経済・観光、メディアなど、県内の幅広い関係機関が連携した沖縄空手ユネスコ登録推進協議会を設置し、登録に向けた県民への気運醸成や学術研究を推進しています。

エ 精緻な技の保存・継承

2017(H29)年度から沖縄空手の特徴である独自の型や鍛錬法の特徴を調査研究し、解説書としてまとめています。沖縄空手を体系的に記録保存し、人材育成や歴史研究に資するとともに、解説書を多言語化することで世界に発信しています。

2017(H29)年度は「上地流」、2018(H30)年度は「剛

柔流」、2019(R1)年度から2020(R2)年度にかけては「首里・泊手」、2021(R3)年度は「古武術」を作成しました。

オ 国内外での沖縄空手の普及・発展

国内外へ沖縄空手家を派遣しセミナーの開催、県外の旅行博等での沖縄空手PRブースの出展、県内の小学校等での空手の授業の開催等「空手発祥の地・沖縄」の認知度向上を目指し、国内外での沖縄空手の普及・啓発活動に取り組んでいきます。

また、空手を新たな文化観光資源として活用した空手ツーリズムを推進しており、空手発祥の地である沖縄を訪れる空手愛好家の受入体制を構築するため、沖縄空手ゆかりの地等を多言語で案内できる専門ガイドを養成するとともに、新たな産業の創出に取り組み、「空手の聖地・沖縄」を目指していきます。

(2) 沖縄空手世界大会の開催

世界中の空手愛好家が「空手発祥の地・沖縄」に集結し交流を深める場を創出するとともに、沖縄で先人たちが体系化し今日まで受け継がれてきた沖縄空手の技や精神性を今後も正しく保存・継承し、沖縄空手の将来にわたっての振興を図ることを目的に世界大会を開催しています。

これまで、1995(H7)年8月に「沖縄空手・古武道世界大会プレ大会」、1997(H9)年8月に「沖縄空手・古武道世界大会」、2003(H15)年8月に「2003沖縄空手道古武道世界大会」、2009(H21)年8月に「2009沖縄伝統空手道世界大会」、2018(H30)年8月に「第1回沖縄空手国際大会」を開催しました。沖縄県本土復帰50周年である2022(R4)年8月には「第2回沖縄空手世界大会」及び「第1回沖縄空手少年少女世界大会」を同時開催し、シニアから子どもまで幅広い世代を対象に国内外から約2,400人の参加がありました。今後も後継者の育成及び国内外における参加者の交流を拡大するため、定期的な開催に向けて取り組むこととしています。



第2回沖縄空手世界大会及び第1回沖縄空手少年少女世界大会 開会式

3 観光の振興

(1) 観光の動向

本県は、わが国唯一の亜熱帯・海洋性気候風土のもと、恵まれた自然景観や独自の歴史・文化遺産等の観光資源を有しており、国内有数の観光地として高く評価されています。

沖縄観光は、本土復帰前までは、戦没者の遺族等による慰問等が中心でしたが、1972(S47)年の復帰後は、美しい海を主たる観光資源として大きく発展してきました。

復帰前の1971(S46)年に20万人台だった入域観光客数は、復帰した1972(S47)年度には50万人台に、沖縄国際海洋博覧会の開催された1975(S50)年度には、158万人へと大幅に増加しました。

海洋博を契機に道路、港湾、空港等社会基盤の整備が図られたことや、1977(S52)年度の団体包括割引運賃の実施、航空各社による沖縄キャンペーンの開始などにより、1984(S59)年度には200万人を突破しました。

その後、民間投資により海浜リゾート施設の整備、リゾート沖縄のイメージアップ、各種イベントが定着したこと等により、着実な進展をみせ、1991(H3)年度の入域観光客数は第2次沖縄振興開発計画の目標である300万人を突破しました。

1999(H11)年度には、12カ月連続して月別の記録を更新したこともあり、463万人と過去最高を記録しました。

また、2000(H12)年7月に「九州・沖縄サミット首脳会合」が本県で開催されるとともに、同年12月に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が世界文化遺産に登録されるなど、沖縄観光が世界に向けて発信されました。

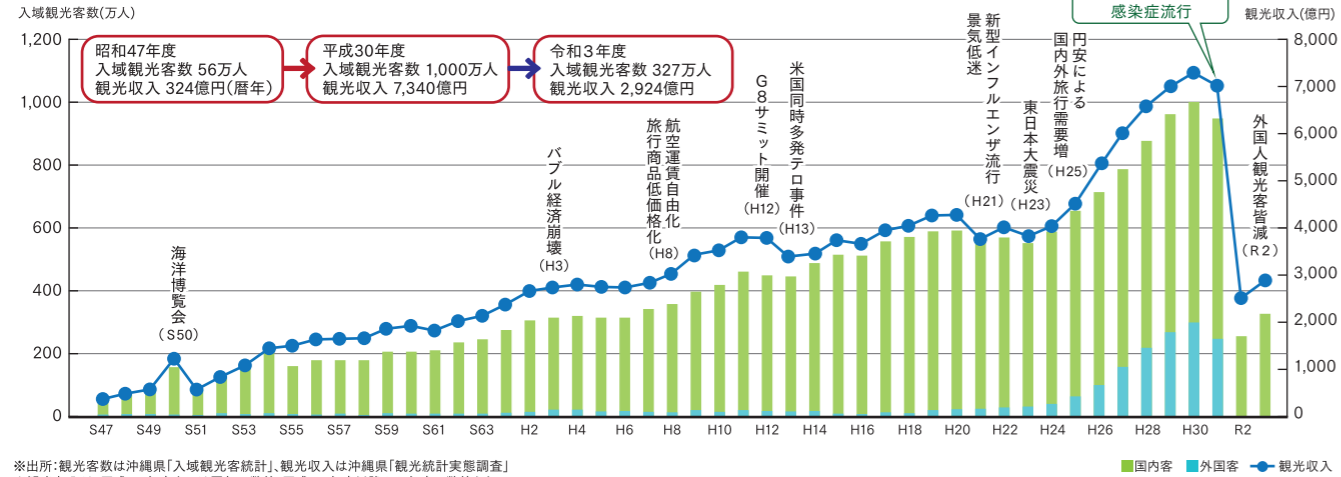
2001(H13)年度には、NHK朝の連続テレビ小説「ちゅらさん」が放映されたことから、本県への関心が全国的に高まりましたが、同年9月に発生した米国での同時多発テロ事件により本県への修学旅行が自粛されるなど、沖縄観光は大きな影響を受け、入域観光客数は前年度を下回る447万人となりました。

しかし、官民一体となったプロモーション活動の推進のほか、沖縄美ら海水族館のリニューアルオープンやゆいレールの開業などにより、入域観光客数は2002(H14)年度以降再び増大し、2003(H15)年度には500万人、2013(H25)年度には初めて600万人を突破しました。

2014(H26)年度に那覇空港新国際線旅客ターミナルビルや那覇クルーズターミナルが供用開始されたこと等に伴い外国人観光客が急増し、同年度の観光客数は700万人、2016(H28)年度に800万人、2017(H29)年度に900万人を超え、2018(H30)年度には1,000万人を突破しました。

また、2018(H30)年のクルーズ寄港回数は528回となり全国一位を記録したほか、2019(H31)年3月の那覇空港国際線は過去最高の週232便の就航を記録しました。

入域観光客数と観光収入の推移



2020 (R2) 年3月の那覇空港第2滑走路供用開始を目前に、今後もますます発展すると期待された沖縄観光でしたが、新型コロナウイルス感染症により、2020 (R2) 年度の入域観光客数は 258 万人台まで急減し、2021 (R3) 年度も 327 万人と落ち込みました。

また、1972 (S47) 年に 324 億円だった観光収入も、海洋博が開催された 1975 (S50) 年には 1,258 億円と約4倍になり、その後も入域観光客数の伸びとともに順調に増大し、観光客が 1,000 万人を突破した 2018 (H30) 年度には 7,341 億円と、復帰直後と比較して 20 倍以上となっていました。2020 (R2) 年度に急減し、2021 (R3) 年度には 2,924 億円と大幅な減少となりました。

しかし、新型コロナウイルスに対する感染症対策と社会経済活動の両立が進み、2022 (R4) 年10月から12月における国内客の入域観光客数は 2019 (R1) 年同月比を上回るなど、回復の兆しが見えてきています。

2019 (R1) 年度の沖縄県における旅行・観光消費の経済波及効果は、1兆 1,702 億円と推計されており、うち、付加価値誘発効果は 5,890 億円で、これは 2019 (R1) 年度の県内総生産 4.6 兆円の 12.7% に相当するものであり、観光産業が県経済を支える重要な産業であることを示しています。

(2) 質の高い観光の推進

ア ソフトパワーを生かしたツーリズムの推進

沖縄観光が持つ本質的な価値は豊かな自然環境、独自の歴史、文化などであり、これらが作り出す、沖縄県の独特かつ魅力ある風土や空気が沖縄県のブランド価値となり、観光客を惹きつけています。

沖縄県では世界自然遺産である「沖縄島北部及び西表島」、世界文化遺産で首里城をはじめとする「琉球王国のグスク及び関連遺産群」のほか、琉球料理、泡盛、空手、組踊など沖縄でしか味わうことのできない観光コンテンツに磨きをかけ、各

種ツーリズムの推進を図っています。

沖縄の豊かな自然環境や景観を生かしたダイビングやカヌー、キャンプ、トレッキング、エコツアーなどが多くの観光客を魅了しているほか、各地域で脈々と受け継がれてきた伝統文化、伝統行事である綱引きやハーリー、エイサーなどについても沖縄の貴重な観光資源としての活用が図られています。

本土とは異なる歴史の中で育まれてきた沖縄の文化や県民性は、人々を惹きつけるソフトパワーの要素として現在に引き継がれており、おおむね5年に一度開催される「世界のウチナーンチュ大会」では、世界各地のウチナーンチュを温かく迎え入れ、伝統文化、スポーツ等を通じた交流が活発に行われています。



首里城「新春の宴」イベントの様子

イ プロモーション活動の展開

国内客については、家族や若年層、中高年層といった誘客のターゲットを明確化し、春夏秋冬の各季節の沖縄の魅力発信やエリア別でのプロモーション活動、離島観光の魅力発信や修学旅行の拡大のほか、ワーケーションなど新たな観光スタイルの普及に取り組んでいます。

海外客については、沖縄観光の認知度向上とイメージ浸透

を強化するため、グローバルブランドとして「Be.Okinawa」を策定し、「美しい自然と温かい人たちに囲まれて、本来の自分を取り戻せる島」をコンセプトにビジュアルイメージや動画コンテンツを配信し、沖縄観光のブランディングを継続的に進めているほか、長期滞在が見込まれる欧米豪等からの誘客に取り組んでいます。

クルーズについては、寄港地の分散化や県内での周遊、長期滞在を伴うリピーターの獲得を促進することにより、より広い範囲・分野に経済効果を波及させるため、県内周遊クルーズや着地型観光を促進しているほか、フライ・アンド・クルーズ等、経済効果の高い旅行形態の誘致にも取り組んでいます。



「Be.Okinawa」ポスター

(3) 人材育成等受け入れ体制の強化・MICEの推進

ア 観光人材育成等受け入れ体制の強化

観光産業を担う人材の育成については、増加する外国人観光客に対する通訳案内士不足に対応するため、2007 (H19) 年度からの地域限定通訳案内士制度の導入、2013 (H25) 年度からの沖縄振興特別措置法による沖縄特例通訳案内士制度の導入、2022 (R4) 年4月以降の地域通訳案内士への一本化を経て、2022 (R4) 年12月末現在で 653 人の通訳案内士の育成につなげてきました。

これらに加え、観光関連企業等が実施するスキルアップや語学等の研修の支援を行うほか、中核人材育成等を目的としたセミナーを実施しています。

沖縄県における宿泊施設数・客室数は、観光需要の期待から 2021 (R3) 年末時点で 3,480 件、5万 9,448 室と、2002 (H14) 年度以降、20 年連続で増加し過去最高となりました。

そのほか、「Be.Okinawa FreeWi-Fi」の提供体制の構築、多言語コンタクトセンターやインバウンド医療対応多言語コールセンターの設置などにより、増加するインバウンド観光客の受け入れ体制の強化を図っています。

イ MICEの推進

県は国内外のコンベンションを誘致・推進するため、1987 (S62) 年に沖縄コンベンションセンター(宜野湾市)を、2000 (H12) 年に万国津梁館(名護市)を設置しました。2000 (H12) 年6月に国際会議等の沖縄開催に向けた省庁連絡会議(内閣府主催)が設置され、同年7月に万国津梁館で「九州・沖縄サミット首脳会合」が開催されました。それが契機となって、国、県、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー等が連携し、国際会議等の沖縄開催に向けた取り組みが本格化しました。

県では、国際会議誘致の環境整備の一環として、既存施設の機能充実やマリンタウン MICE エリアにおける大型 MICE 施設の整備を核とした魅力あるまちづくりを推進していくとともに、県内大学等と連携した学術会議の誘致、情報通信関連、物流、航空関連等の産業分野と連携した展示会の開催など、本県の優位性を生かした MICE の開催・誘致に取り組んでいます。

また、1979 (S54) 年にプロ野球キャンプが行われて以来、各種スポーツのキャンプ・合宿が盛んに行われ、温暖な気候や既存のインフラを生かした「スポーツアイランド沖縄」としてのツーリズムが推進されているとともに、サッカー、バスケットボール等の地元チームの試合観戦など、「観る」スポーツとしての地域活性化、観光推進が図られています。

(4) 持続可能な観光地の形成

本土復帰以降の沖縄観光は、沖縄県のリーディング産業として県民の雇用や暮らしを支えるとともに、沖縄経済の重要な推進力として、沖縄県の振興発展に大きく寄与してきました。

2020 (R2) 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、沖縄観光は厳しい状況に陥りましたが、これまでも 9.11 同時多発テロや東日本大震災など、さまざまな観光危機を乗り越え、官民一体となって沖縄観光を成長、発展させてきました。

ウィズコロナ、アフターコロナにおいては、これまでの観光スタイルがそのまま通用するのではなく、防疫体制と受け入れ体制を構築した上で観光客にとって快適な地域になることが、選ばれる観光地になるものと考えられます。

2022 (R4) 年7月に策定した「第6次沖縄県観光振興基本計画」では、目指すべき将来像を「世界から選ばれる持続可能な観光地」として、県民、観光客、観光事業者が自然、歴史、文化を尊重し、それぞれの満足度を高めるとともに、環境容量の範囲において観光産業の成長と維持を目指すことで、沖縄経済を最適に活性化させることとしています。

また、社会、経済、環境の調和が取れた沖縄観光の実現のため、サステナブル(持続可能な)・レスポンシブル(責任ある)・ユニバーサル(誰もが楽しめる)ツーリズムの推進など、「県民、観光事業者、観光客の全てが幸せな三方良しの社会」を

目指していきます。

観光客（訪れてよし）の満足度向上に向けては、沖縄独自の自然、歴史、文化を活用した体験型コンテンツの提供や地産地消による農林水産物の消費拡大、土産品開発の促進などの取り組みを進めていきます。

観光客1人あたりの消費単価の向上及び平均滞在日数の延伸などに取り組み、観光事業者（受け入れてよし）の満足度向上を図っていきます。

それらの取り組みを推進することにより、観光業従事者の待遇改善や県民が地元で世界水準の観光を味わえるなど、観光振興が県民の満足度向上につながる事が、住んでよしにもつながると考えています。

県としては、沖縄ならではの自然・歴史・文化等のソフトパワーを最大限に発揮しつつ、社会・経済・環境の三側面においてバランスを取ることで、「世界から選ばれる持続可能な観光地」を目指していきます。

4 スポーツの振興

(1) 生涯スポーツ

1972（S 47）年に祖国復帰を果たした沖縄において、翌1973（S 48）年5月に復帰記念特別国民体育大会「若夏国体」が開催されました。その際、スポーツ施設の整備をはじめ、指導者の養成等、社会体育振興の基盤整備が進められました。また、1987（S 62）年10月には、全国一巡を飾る「海邦国体」が県民総参加のもとで盛大に開催され、スポーツ施設の整備・拡充はもとより、指導者の養成・確保や競技団体等の育成・強化が図られました（県スポーツ協会の加盟団体は2023（R5）年2月現在で71団体）。

兵庫県と沖縄県の心のふれあいを深め、お互いに励まし合おうと1972（S 47）年11月に友愛提携を結び、翌年から友愛キャンプが実施されるようになりました。1975（S 50）年6月には、兵庫県民の御好意で沖縄・兵庫友愛スポーツセンターが建設され、沖縄県に贈呈されました。

生涯スポーツの振興を図る上でスポーツ指導者の果たす役割は大きいと、1980（S 55）年度からスポーツ担当の社会教育主事の市町村への派遣を開始し、地域社会におけるスポーツの振興に貢献するようになりました。また、地域住民と行政のパイプ役やスポーツコーディネーターとして活躍しているスポーツ推進委員（2022（R4）年度現在、市町村で367人が委嘱）は、住民の健康・体力づくりをはじめスポーツの普及・振興に貢献しています。

1985（S 60）年11月に第26回全国体育指導委員研究協議会の開催、1986（S 61）年10月に第40回全国レクリエーション大会を開催し、スポーツ指導者の資質向上と地域スポーツ・レクリエーション活動の普及・振興を図りました。

1997（H9）年11月に復帰25周年記念として、第10回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレクおきなわ'97」が「きらめくちゅうみ ふれあうげんき」をスローガンに開催され、全国から延べ30万5,717人の参加者がありました。本祭典の開催を契機にスポーツ・レクリエーション活動の活性化と生涯スポーツ人口の拡大に努め、より一層生涯スポーツの振興を図ることができました。その後、「海邦国体」と「スポレクおきなわ'97」を記念するとともに、県民の生涯スポーツの祭典として沖縄県スポーツ・レクリエーション祭を1998（H10）年から継続して開催しました（1998（H10）年度から2020（R2）年度までの総参加者17万7,509人）。

また、1997（H9）年8月に沖縄県立武道館の落成記念事業として、沖縄空手・古武道世界大会が開催され、世界46カ国から1,338人の選手・監督が参加し、国際交流の推進とともに沖縄空手・古武道の拠点づくりに貢献しました。さらに、1998（H10）年10月には「アジアベテランズ陸上競技選手権沖縄大会」が第10回記念大会として開催され、16の国や地域から過去最大の2,231人が参加しました。「ふれあい競い合い ひろがる笑顔」をスローガンとする同大会は、県民の生涯スポーツへの関心をより高めるとともに、近隣アジア諸国・地域との国際交流の促進にも寄与しました。

1999（H11）年10月には、「第41回健康・体力づくり運動推進全国大会沖縄大会」を開催し、県内外から多数参加の下、県民の健康・体力づくり運動の認識を深めるとともに、実践活動の促進を図ることができました。

また、2005（H17）年11月には「高齢者体力づくり指導者講習会」が開催されました。

2013（H25）年3月には、「沖縄県スポーツ計画」を9年計画として策定し、県民が気軽にスポーツができる環境の整備を目標に掲げています。その一つとして、県民が地域で気軽にさまざまなスポーツを、多世代がそれぞれのレベルに応じて活動できる総合型地域スポーツクラブの育成があります。

2022（R4）年2月には、「人・スポーツ・未来」をテーマに、「生涯スポーツ・体力づくり全国会議2022」をオンラインで開催しました。

2022（R4）年3月に「第2期沖縄県スポーツ推進計画」を策定し、その中でスポーツ実施率の向上を目標の一つとして掲げています。2026（R8）年の目標としている県民のスポーツ実施率「週1回以上が65%程度」の実現に向け、さまざまな取り組みを進めていきます。

(2) 競技スポーツ

本県の競技スポーツは、体育・スポーツの普及・振興の中核を担う公益財団法人沖縄県スポーツ協会（2012（H24）年4月1日公益財団法人へ移行、2020（R2）年4月1日沖縄県スポーツ協会へ名称変更）を中心に、各競技団体、学校体

育団体等を育成・強化する中で進められてきました。

1952（S 27）年、第7回国民体育大会に11人の選手団を編成し、オープン参加ながら初めて参加、その後10年を経て、1962（S 37）年の第17回大会から正式参加となり、85人の選手団を送り出しました。

1973（S 48）年5月には、復帰記念沖縄特別国体「若夏国体」が、那覇市奥武山運動公園を主会場に県下11市町24会場で開催され、競技力向上に大きく寄与するとともに、新生沖縄県のスタートを祝する大きな盛り上がりを見せました。

そして、1987（S 62）年10月には全国一巡の締めくくりとともに、沖縄県の復帰15周年を記念する大会として、第42回国民体育大会「海邦国体」を盛大に開催しました。「きらめく太陽 ひろがる友情」をスローガンに掲げ、「一人一役万人（うまんちゅ）が主役」を合い言葉に、全国から2万8,395人の選手・役員・監督が集いました。

沖縄県勢は県民の熱い声援を受けて、日ごろのたゆまぬ努力と練習の成果を遺憾なく発揮し、念願の天皇杯、皇后杯を獲得する栄誉に輝き、県民に大きな感動と勇気を与えました。

「海邦国体」を契機に沖縄県の競技力は飛躍的に向上し、国民体育大会をはじめとする全国大会や国際競技会等で活躍する選手を数多く輩出しています。

特に、第20回ミュンヘンオリンピック以降、13競技に34人（4人は2大会連続出場、2人は3大会連続出場）のオリンピック選手が誕生しています。その中でも、ウエイトリフティング競技は、第23回大会から第32回大会までのうち8回の大会に延べ10人の選手が出場し、入賞を果たすなど特筆すべき活躍をしています。

また、パラリンピックへは第11回シドニー大会以降、5競技に12人（2人は4大会連続）の県出身選手が出場しています。

2021（R3）年8月に開催された第32回東京オリンピック・パラリンピックでは、12人の県出身選手が出場しました。県勢初の金メダルを喜友名諒選手（空手道）及び平良海馬選手（野球）、銅メダルを屋比久翔平選手（レスリング）が獲得しました。パラリンピックでは上与那原寛和選手（陸上400m・1500m）が二種目で3位入賞しました。

2022（R4）年10月開催の第77回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）では、ウエイトリフティング、ビーチバレーボール（少年男子）、軟式野球（成年男子）、弓道（成年女子）、なぎなた（少年女子）の5競技で優勝し、男女総合成績34位を収めるとともに1991（H3）年度以来の30位台前半に入り、「第2期沖縄県スポーツ推進計画」に掲げている目標を達成することができました。

復帰後50年を経て、各競技団体による選手育成の取り組み、沖縄県スポーツ協会と各競技団体との連携による競技力向上の取り組み等により、沖縄の選手の競技力は大きく向上し、一部競技においては全国優勝を果たすとともに、世界で活躍

するトップアスリートを輩出するなど、近年の活躍は素晴らしいものがあります。

引き続き、選手強化や指導者養成等を行うため競技力向上に努め、2034（R16）年沖縄県開催予定である二巡目国民スポーツ大会の高順位達成に向けて取り組んでいきます。

(3) スポーツコンベンション

沖縄県は、美しく豊かな自然、温暖な気候といった観光資源を有しますが、これらは同時にスポーツ活動にとって恵まれた環境条件でもあり、各種スポーツキャンプ・合宿、スポーツイベント及び競技大会等のスポーツコンベンションが盛んに行われています。

スポーツキャンプ・合宿のうち、プロ野球については、1979（S 54）年、日本ハムファイターズ投手陣等が県内で初めてキャンプを実施したのを皮切りに沖縄キャンプが広がりました。その後、2019（H31）年、プロ野球キャンプでは国内外15球団が県内でキャンプを行い、経済効果は過去最高の141.3億円となりました。また、サッカーについても、サッカーキャンプ誘致事業や芝生養成事業など誘致や受け入れ体制整備に関する取り組みが進められてきたこともあり、2020（R2）年には26クラブが県内でキャンプを行い、経済効果は過去最高の33.6億円となりました。その他、プロ・アマ問わずさまざまな競技のチーム及び選手が国内外から本県を訪れています。

また、NAHAマラソン、ツール・ド・おきなわ、宮古島トライアスロンに代表されるスポーツイベントや競技大会も盛んに行われており、沖縄県は日本有数のスポーツコンベンション開催地としても認知されるようになりました。その結果、2019（R1）年度のスポーツコンベンション開催実績件数は676件と、調査を開始した2006（H18）年度に比べ約2.4倍となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2021（R3）年及び2022（R4）年の各種スポーツコンベンションは一時減少となりましたが、今後は、東京2020オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等で培ったノウハウを生かし、安全安心なスポーツコンベンションの誘致に取り組みます。

このように沖縄県でのスポーツコンベンションニーズが高いことを背景に、沖縄県はスポーツを活用した沖縄観光の新たな魅力の創出や着地型観光の拡充等を図るため、2010（H22）年度からスポーツツーリズム関連の事業を開始し、2013（H25）年3月に「沖縄県スポーツ推進計画」を策定しました。2015（H27）年4月には「スポーツコミッション沖縄」が公益財団法人沖縄県スポーツ協会に設立され、スポーツコンベンションの全県的なワンストップ窓口として稼働を始めました。スポーツコミッション沖縄では、合宿、大会の主催者や旅行会社等からの問い合わせに対して、ニーズに合った担当窓口の紹介から受け入れまでのサポートを行っています。また、キャン

ブ・合宿の歓迎式ではミス沖縄の派遣や県産品贈呈などの機運醸成の取り組みを行い、多くのスポーツコンベンション誘致につなげています。

今後の課題としては、新たなキャンプ集積可能性が見込める競技の選定や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実績が落ち込んだ大学合宿などの誘致があります。

スポーツコンベンションの推進は、沖縄観光の課題である「閑散期と繁忙期の平準化」や長期滞在等による経済効果の増大に寄与します。そのため、各スポーツコンベンションの誘致・受け入れを推進する市町村やスポーツコミッション沖縄等と連携し、各種スポーツキャンプ・合宿やスポーツイベント、競技大会等の誘致・開催に取り組みます。

また、2023（R5）年8月には、世界最高峰の大会である「FIBA バスケットボールワールドカップ 2023」が沖縄県で開催されます。沖縄県では世界にはばたき躍動する「スポーツアイランド沖縄」の形成の推進に向け、関係機関と連携して大会受け入れ体制の構築とそのノウハウの蓄積を行い、本大会の成功とその成果を生かし今後の大規模競技大会の誘致に向けて取り組んでいきます。



FIBA バスケットボールワールドカップ 2023
カウントダウンクロック除幕式（上）
FIBA バスケットボールワールドカップ 2023
大会ロゴ（左）



5 交流の推進

四方を海に囲まれた本県は、日本本土と東南アジア諸国との結節点に位置する地理的特性を有するとともに、歴史的体験から、親和性、寛容性、おおらかさなど多様性を受け入れる共生の精神が培われてきました。

このような本県の地理的特性や歴史的蓄積を生かし、アジ

アをはじめ世界を結ぶ架け橋「万国津梁」として、経済、科学技術、環境、保健、医療、教育及び文化、平和等のさまざまな分野で多角的交流を推進する「世界に開かれた交流と共生の島」の形成を目指し、国際交流、国際協力に取り組んでいきます。

（1）ウチナーネットワークの継承・発展 ア 移住記念事業

本県はわが国有数の移民県であり、海外に約 42 万人の県系人がいると言われていて、世界各地に創立された沖縄県人会ではさまざまな記念式典等を開催し、本県とのつながりを大事にしています。

県としては、県系人社会ネットワークの継承・発展及び、移住先国との友好関係維持を目的として、海外県人会において移住記念行事等が執り行われる際には、県三役等を派遣して海外移住者の功績を称えとともに、在外県系人との交流を深め、世界中に広がる沖縄県系人ネットワークのさらなる拡充を図ってきました。

南米では、2016（H 28）年8月に沖縄県人ペルー移住 110 周年記念式典、2018（H 30）年8月に沖縄県人ブラジル及びアルゼンチン移住 110 周年記念式典等が開催されました。

北米では、2019（R 1）年8月に北米沖縄県人会創立 110 周年記念式典、2020（R 2）年2月に沖縄県人カナダ移民 120 周年記念式典等が開催されました。

新型コロナウイルス感染症の影響がある中、2020（R 2）年9月にペルー沖縄県人会創立 110 周年記念式典、2021（R 3）年9月にハワイ沖縄連合会創立 70 周年記念式典、同年8月に在亜沖縄県人連合会創立 70 周年記念式典、同年10月にブラジル沖縄県人会創立 95 周年・ブラジル沖縄文化センター創立 50 周年記念式典がオンラインにて開催され、県は知事のビデオメッセージを通して現地へお祝いの言葉を届けました。

イ 世界のウチナーンチュ大会の開催

世界各地で活躍するウチナーンチュと的人的ネットワークの確立を目指し、1990（H 2）年8月に「第1回世界のウチナーンチュ大会」を開催しました。沖縄を思う心やアイデンティティ等につながる国内外のウチナーンチュが一堂に会し、ウチナーのチムグクルを世界に発信することで、ウチナーネットワークの継承・さらなる発展を図る役割を担っています。

1990（H 2）年の第1回大会において、ウチナー民間大使制度の発足、1995（H 7）年の第2回大会では、WUB（Worldwide Uchinanchu Business Network）が設立され、2001（H 13）年の第3回大会では、次世代の交流を図るジュニアスタディーツアーが発足しました。

2006（H 18）年の第4回大会では、海邦養秀ネットワーク

構築事業、2011（H 23）年の第5回大会では、WYUA（世界若者ウチナーンチュ連合会）が発足しました。2016（H 28）年の第6回大会では、10月30日を「世界のウチナーンチュの日」として制定するなど、ウチナーネットワークの拡大に大きな成果をあげてきました。

2022（R 4）年10月に開催された第7回大会は、新型コロナウイルス感染症が影響するなか行われたものの、海外から約 1,800 人、県外から約 1,900 人の参加があり、県民も含め世界の各地から集まったウチナーンチュが一堂に会し、ユイマール（お互いに助け合うこと）、ヒヤミカチ（困難に打ち克つ精神）、チムグクル（温かい愛情のある心）、そしてヌチドゥカカラ（命を大切にす魂）の精神を今一度確認し、ウチナーネットワークの絆を深め、未来の世代へつないでいくことができました。来県が叶わない国内外のウチナーンチュも参加できるようオンライン参加やライブ配信、臨場感あふれるメタバースでの交流など多言語に対応したオンライン環境を最大限活用し、世界中のウチナーンチュと交流を深めることができました。

第8回大会に向けて、次世代を担う人材の育成等、継続的にウチナーネットワークの継承・発展に向けた取り組みを進めていきます。



第7回世界のウチナーンチュ大会前夜祭パレード

ウ ウチナーネットワークの継承・発展

沖縄県では、ウチナーネットワークを担う若い人材の育成を目的として、県内青少年と海外県系人子弟、県外交流地域の青少年等との交流を行うさまざまな事業を実施しています。

ウチナーンチュ子弟等留学生受入事業は、海外に在住する沖縄県出身移住者子弟及びアジア諸国等から有為な人材を県内大学等で就学・研修させ、帰国後は本県との国際交流に寄与する人材の育成を目的に実施しています。1969（S 44）年度から 2022（R 4）年度まで合計 676 人の留学生を受け入れています。

ウチナージュニアスタディー事業は、県内の中高生と国内及び海外の同年代の県系人子弟がともに生活しながら、沖縄の歴史や文化、県系移民等について学ぶ事業です。2001（H

13）年度から 2022（R 4）年度まで合計 413 人の県系人子弟を受け入れています。

海邦養秀ネットワーク構築事業は、沖縄県の若い世代を海外に派遣し、国際感覚に富む人材を育成するとともに、現地の県系人、特に若い世代との交流を通して相互の絆を強化し、派遣先国の県系人社会の活性化等を図ること等を目指して実施しています。2007（H 19）年度から 2022（R 4）年度まで合計 183 人の学生が参加しています。

県は、第6回世界のウチナーンチュ大会で制定した10月30日の「世界のウチナーンチュの日」を、沖縄の風土や伝統文化等に想いを馳せる象徴的な日として定着させるべく、トークイベントや、次世代討論会、出前講座、海外県人会への芸能指導者派遣等を実施しています。

2021（R 3）年4月には、①人的ネットワークの継承、②情報発信と集約、③交流促進、④相談窓口、⑤歴史継承の5つの機能を総合的に担う「ウチナーネットワークコンシェルジュ」を、JICA 沖縄センターと連携して設置し、運営しています。

エ 姉妹（友好）都市提携

① 国際交流

沖縄県は国際交流を推進するため、県系移民を主な縁として、1985（S 60）年6月にアメリカ合衆国ハワイ州、1986（S 61）年4月にブラジル連邦共和国南マットグロッソ州、1992（H 4）年11月にボリビア多民族国サンタクルス州と、歴史的な関わりを主な縁として 1997（H 9）年9月に中華人民共和国福建省とそれぞれ姉妹（友好）都市提携を行いました。

2014（H 26）年8月に、南マットグロッソ州でカンボグラデ入植 100 周年記念式典が、サンタクルス州でボリビア入植 60 周年記念式典が開催され、副知事が訪問しました。

2015（H 27）年7月にハワイで、同年10月に沖縄県で姉妹都市提携 30 周年記念式典が開催され、両知事が相互訪問しました。

2017（H 29）年11月に、中国福建省及び沖縄県において友好県省締結 20 周年記念式典が開催され、知事及び副省長が相互訪問しました。

また、2022（R 4）年11月には、オンラインで友好県省締結 25 周年記念式典が開催され、これまでの友好県省を振り返り、将来に向けて発展させることを確認しました。



沖縄県・福建省友好県省締結 25 周年記念式典（沖縄会場）

その他、留学生・研修生の受け入れや派遣をはじめ、さまざまな分野での友好親善交流を実施しています。

また、沖縄県は歴史的な関わりが深く、地理的にも非常に近い台湾との地域間交流も活発であり、公費留学生の相互受け入れ・派遣を実施しています。受け入れ人数は1982（S57）年度から2022（R4）年度まで合計65人、派遣者数は1992（H4）年度から2022（R4）年度まで合計44人となっています。

今後もソフトパワーを生かした取り組みを継続し、沖縄ならではの交流により友好関係を発展させていきます。

② 国内交流

国内交流では、1972（S47）年11月に兵庫県と友愛県提携に関する協定書を締結しました。沖縄県と兵庫県は両県の若者の相互理解の促進および交流ネットワークを構築する人材の育成を目的として、夏期は沖縄、冬期は兵庫で友愛キャンプを実施しています。2022（R4）年11月には第50回友愛キャンプを実施しました。

2003（H15）年2月に、福島県と「うつくしま・ちゅらしま総合交流宣言」を発表し、両県における青少年の育成、教育・文化・産業・健康・福祉の分野において交流を促進することを約束しました。両県は、それぞれの児童を「雪だるま親善大使」「さとうきび親善大使」として派遣し、相互交流を行っています。

その他の地域とも幅広い分野で交流を行っており、今後、このような連携が進んでいる自治体と積極的に意見交換を行い、さまざまな分野における交流を深めています。

（2）国際交流・協力

ア 多文化共生社会の形成

沖縄県では、県民と在住外国人が相互理解し、快適に共存できるように、日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている在住外国人の自立の支援、在住外国人を地域に受け入れる環境づくりを行っています。

また、県内在住の外国人が地域住民として直面する諸問題

に関し、専門的な助言や相談を行う窓口を、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に開設し対応しています。

イ 外国青年の招致

外国青年を地方公共団体等に招致する外国青年招致事業は、地域での国際化を図ることを目的として、1987（S62）年に自治省（現・総務省）の提唱により開始されました。

本県では、1987（S62）年度以降、延べ2,874人の外国青年を県及び35市町村にて受け入れています。

各地方公共団体や県立高等学校等において、外国青年が国際交流活動や語学指導または地域住民との交流活動を行うことにより、本県の語学学習の充実と国際交流の促進を図っています。

本事業により県へ招致された国際交流員は、通訳・翻訳業務のほか、県内の学校を訪問し各国の文化紹介等を行う出前講座の実施、外国語による絵本の読み聞かせ会の開催などを通じ、沖縄と世界を結ぶ友好の架け橋として活躍しています。

ウ 国際協力貢献

① JICA 沖縄センターとの連携

沖縄振興特別措置法や新・沖縄21世紀ビジョン基本計画には、沖縄県の国際協力・貢献分野におけるJICA（独立行政法人国際協力機構）と沖縄県の相互補完的役割が位置づけられており、開発途上地域への技術協力や草の根技術協力、海外協力隊員等のJICA事業、またウチナーネットワークコンシェルジュによる海外県系社会の継承と発展に向けた取り組みなど、相互の連携により沖縄ならではの国際協力・貢献活動を実施しています。

具体的には、企業局はじめ県内自治体連携による「サモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」や、平和記念資料館及び県立博物館・美術館と連携した沖縄・カンボジア「平和博物館協力」、教育庁との連携協定に基づくポリビア及びラオスへの現職教員派遣等、JICAは本県の国際協力の施策展開の重要な連携機関となっています。

2022（R4）年11月には沖縄を取り巻く国際情勢の現状に対応するため、沖縄県とJICAとの連携協定を改定し、SDGs推進、県系移民ネットワークの活性化、多文化共生促進など、新たな連携に取り組むこととしました。

② 国際協力人材の育成

2013（H25）年度から、国際協力の必要性を学び、グローバルな視点を持った国際協力を担う人材の育成を目的として、県内高校生を開発途上国等へ派遣する「国際協力レポーター事業」及び、県内学校で国際協力についての講座を行う「国際協力理解促進事業（出前講座）」をJICAと連携して実施しています。

2021（R3）年度までに、東南アジアを中心に304人の高校生を開発途上国等へ派遣（オンライン含む）した他、延べ197校、2万1497人に対して出前講座を実施しました。

これらの若者は、今後国際交流・国際協力の分野での活躍が期待されています。

引き続き、将来を担う人材の発掘及び育成に努めていきます。



2022（R4）年度おきなわ国際協力人材育成事業（ラオス人民民主共和国）

おわりに

文化観光スポーツ行政においては、文化・空手・観光・スポーツ・交流の部門間での連携を図りながら、さまざまな取り組みを推進してきた結果、本県独自の伝統文化、歴史と交流により磨き上げられた伝統芸能及び沖縄空手の保存・継承、リーディング産業である沖縄観光の振興、スポーツアイランド沖縄の形成、交流基盤としてのウチナーネットワークの構築など、各部門において発展を遂げてきました。

人々を魅了し惹きつけるためには、本県の豊かな亜熱帯・海洋性の自然環境や歴史的風土と伝統に根ざした個性豊かな文化及び県民性により人を惹きつける魅力、すなわち「ソフトパワー」が重要であり、本県の強み、比較優位ともいえる特性です。

今後も、これらのソフトパワーを最大限活用することにより、より実効性の高い施策を推進し、沖縄21世紀ビジョンに掲げる「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島」「希望と活力にあふれる豊かな島」「世界に開かれた交流と共生の島」の実現を目指していきます。

土木建築部のあゆみ



新石垣空港（南ぬ島石垣空港）

はじめに

1972（S 47）年の復帰以降、県は、本土との格差是正や自立的発展の基礎条件整備等を目標として、3次にわたる沖縄振興開発計画や、その後の沖縄振興計画及び沖縄 21 世紀ビジョン基本計画を実施してきました。

土木建築行政においては、この 50 年間で、道路・空港・港湾・モノレールなどの交通体系の整備、公営住宅・公園・下水道など生活基盤の整備、河川や海岸などにおける防災・減災対策及び社会基盤の耐震化・長寿命化など、国や市町村等と連携し、振興計画に基づく各事業・施策の展開を図り、成果を上げてきました。

そして、2022（R 4）年 5 月に、引き続き離島の条件不利性や米軍基地問題など本県の特殊事情から派生する固有課題等に対応していくため、今後 10 年間の新たな振興計画である「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」がスタートしました。

この記念誌では、復帰 50 周年を迎えるに当たり、これまでの取り組みを振り返り、新たな振興計画における今後の展望について考察します。

〔基盤整備〕

1 道路整備

（1）概要

道路は、空港、港湾等の広域交通拠点や県内の中心都市、さらには各市町村を結び、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の円滑な移動と利便性の向上などの観点から欠くことのできない最も基本的な公共施設です。

復帰前の道路の整備状況は、米軍が管理する軍道及び軍営繕政府道は 100% の改良・舗装率でしたが、それ以外の道路は 40% にも満たない大変低い状況にありました。

しかしながら、復帰を記念して実施された「沖縄本土復帰記念一周道路事業」、1975（S 50）年開催の沖縄国際海洋博覧会等を契機とした沖縄自動車道や那覇空港自動車道の整備など、道路整備五箇年計画、3次にわたる振興開発計画及び振興計画に基づく計画的かつ重点的な整備によって、本県の道路の整備状況は復帰当時と比較して格段に改善しており、地域間の交流や連携に大きく寄与しています。

さらに、沖縄都市モノレールが 2003（H 15）年度に那覇空港駅から首里駅までの区間で開業し、2019（R 1）年度にはたてこ浦西駅まで延長され、県民や観光客の足として定着し

ています。

一方で、急激に成長した経済社会はモータリゼーションの進展を加速させ、道路整備を上回るペースで自動車保有台数が増加し、その結果、市街地が連たんする本島中南部地域の交通渋滞は全国の大都市圏並み、あるいはそれ以上となり、その時間的・経済的損失は甚大となっています。

また、広大な米軍基地の存在、基地による市街地の分断という社会的事情等による体系的なネットワーク構築の遅れは、本県の振興を図る上で大きな課題となっています。

これらの課題解決に向け、新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画、沖縄県総合交通体系基本計画等に基づき、体系的な幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）の構築や、那覇都市圏の交通円滑化を図る環状道路（2環状7放射道路）等の整備に取り組んでいます。

（2）一般国道（指定区間）

本県の一般国道（指定区間）は、本島の西海岸を縦貫する国道 58 号、中央部を縦貫する国道 330 号等、6 路線で国により復帰後重点的に整備されてきました。

本県の大動脈である国道 58 号は、1973（S 48）年～1975（S 50）年に、那覇～嘉手納間が 6 車線、「名護の七曲がり」と呼ばれた道は 4 車線に拡幅整備されました。

また、都市部の渋滞緩和のため、1978（S 53）年～1998（H 10）年にかけて中南部の各交差点（古波蔵交差点、山下交差点、安謝交差点、牧港交差点）が立体化されたほか、これまでに那覇東バイパス、宜野湾バイパスや豊見城・糸満道路が 4 車線で供用されました。

現在、中南部の都市地域において、交通渋滞緩和、観光の支援、地域の活性化、地域振興プロジェクトを支援するため、読谷村から糸満市に至る延長約 50km の沖縄西海岸道路や、その他バイパス整備を中心に進められています。

ほかに、那覇空港と沖縄自動車道を結ぶ那覇空港自動車道は、一般国道の自動車専用道路として整備が進められており、2000（H 12）年に南風原道路、2015（H 27）年に豊見城東道路が 4 車線で供用されました。現在は小禄道路の整備が進められています。

（3）一般国道（指定区間外）及び県道

本県が管理する国道は、2020（R 2）年 4 月時点で 6 路線（国道 330 号の一部、331 号の一部、390 号、449 号、505 号、507 号）、実延長約 174km で本島、宮古島及び石垣島における主要な幹線道路を形成しています。

県道のうち、主要地方道は 2020（R 2）年 4 月時点で 25 路線、実延長は約 407km で、主要な地域間を結び、産業経済の活性化に重要な役割を果たしており、一般県道は 117 路線、実延長約 670km で、補助的な幹線道路として、地域に

密着した道路網を構成しています。

これまでに、国道 331 号（二見バイパス）や国道 507 号（津嘉山バイパス）、伊計平良川線（海中道路）、白浜南風見線等の整備を完了しており、現在は、国道 449 号（本部北道路）、国道 507 号（八重瀬道路）、南風原知念線（南部東道路）や県道 20 号線（泡瀬工区）、石垣空港線等を重点的に整備しているところです。

今後とも増加する交通需要や、多様化する利用者のニーズに対応するため、地域の課題や特徴を踏まえながら道路整備を推進していきます。



南風原知念線（南部東道路）

（4）市町村道

市町村が管理する市町村道は、日常生活を支える上で重要な社会資本であり、国・県道を相互に連絡し、地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成するために欠くことのできない公共施設です。

本県の市町村道は、本土復帰時の 1972（S 47）年には約 3,093km の延長があり、県内における道路実延長の 73.2% を占めていました。復帰後 50 年間で市町村道の道路実延長は急速に増加し、2020（R 2）年には約 6,573km となり道路全体の 80.1% に達しています。また、市町村が管理する道路橋梁数も 1972（S 47）年は 789 橋であったのに対し、2020（R 2）年には 1,514 橋まで増加しています。

今後の市町村道の整備は、狭い道路幅員の拡幅や安心して歩ける歩道の設置など、県民生活の向上や魅力あるまちづくりのため、地域特性に応じた安全快適な通行・歩行空間の創出を促進します。また、道路橋など修繕が必要な道路施設の老朽化対策の促進に取り組めます。

（5）街路

本県における街路の整備は、中南部を中心とした市街地における都市計画道路について、本土復帰以降、積極的な国庫投資により進められ、幹線街路の改良率は 1972（S 47）年度の 21.7% に比べ 2020（R 2）年度末で 85.6% と大幅な伸びを示しています。

しかし、自動車保有台数の著しい伸びに伴い、都市部では交通需要が増大し、円滑な交通処理が困難となり都市機能の低下や生活環境の悪化を招いています。

今後の街路事業に当たっては、都市部の交通渋滞緩和を図るため、主要幹線道路の整備と主要交差点の改良等を推進し、良好な都市環境の形成に向けて積極的に取り組んでいきます。

(6) 離島架橋

本県は全国でも有数の離島県で、本島をはじめ、宮古島、石垣島等 47 の有人島があり、離島架橋については、離島における生活環境施設及び産業関連施設の立ち後れを是正し、過疎化の防止、資源の開発の上からも県政の重要な施策です。

これまで本県で整備した主な離島架橋には、古宇利大橋、浜比嘉大橋、伊良部大橋等があり、離島の産業基盤の確立、観光資源の開発、文化の交流、教育、医療、福祉の向上など、地域振興を支えています。



伊良部大橋

(7) 道路管理（防災・緑化等）

道路は生活や物流等を支える重要な社会インフラであり、常時、安全な通行の確保が求められているため、本県では、橋梁やトンネル等の修繕や道路路面の補強、無電柱化の推進等、災害発生の未然防止に取り組んでいます。

特に復帰後に建設された橋梁は、老朽化が進み、大規模な修繕や架け替えの時期が集中することで、道路の安全な通行に支障が出るのが懸念されます。

このため、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、定期的な点検結果に基づき、計画的な修繕等を行っていくことで、予防保全型メンテナンスの確立を目指して取り組んでいます。

また道路は、緑陰等による快適な道路空間の創出も求められています。

これまで、県土緑化の観点から、「植えること」を主眼に整備されてきましたが、生長した樹木による舗装の破損や倒木、病害虫による被害等、さまざまな問題が顕在化しています。

このため、2022（R4）年9月に、樹木の植え替えや生長に

合わせた維持管理等の視点も踏まえた『～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画』を策定し、花と緑にあふれた沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成に取り組んでいます。

(8) 沖縄都市モノレール

ア 背景

沖縄にはかつて、軽便鉄道と呼ばれる県営鉄道（ケイビン）や沖縄電気軌道（ちんちん電車）など、軌道を利用した公共交通がありました。しかし、ちんちん電車は採算の悪化により、1933（S8）年に廃止されました。軽便鉄道は那覇から嘉手納、与那原、糸満の各地を結び、総延長は 48km に及びました。県民の足として親しまれ、さとうきびなどの農産物やまき等の物資を運ぶ手段としても重要な役割を果たしてきましたが、沖縄戦で破壊されてしまいました。

戦後、沖縄は米軍統治下に置かれ、軽便鉄道の復旧が行われなかったことから、沖縄の陸上交通は、もっぱら自動車交通のみに依存してきました。政治・経済の中心である那覇都市圏においては、人口や産業の集中及び県民生活の向上による自家用車の増加などにより、那覇周辺はもちろん、中南部の広い地域でも交通渋滞が激しくなり、都市機能や生産性の低下を招いて、生活の不便さの原因となっていました。



軽便鉄道那覇駅構内（現在のバスターミナル）

イ 当初区間

沖縄の交通機関に関しては、復帰時に策定された沖縄振興開発計画においても鉄軌道システム（新しい交通システム）の必要性は提起されており、都市モノレールの導入が早くから検討されていました。1977（S 52）年には「沖縄都市モノレール調査協議会」においてルートについての案が検討され、その後、さまざまな調査に基づいた報告や検討、申請などを経て、ようやく復帰から 24 年を経た 1996（H8）年に事業認可を取得しました。

着工から7年後の 2003（H 15）年に建設工事が完了し、同

年8月に沖縄都市モノレールの那覇空港駅から首里駅の区間が開業しました。

さらに沿線では、関連事業として安里交差点の改修事業、電線共同溝の整備など快適な道路空間が形成されました。

また、モノレールの愛称「ゆいレール」やシンボルマーク、駅名、車両デザインなどが決定されました。

ウ 延長区間と利用促進

当初区間が開業した後、2012（H 24）年に沖縄自動車道との結節に向けた浦添市方面への延長が認可され、さらなる拡充・発展を図るため引き続き事業が進められました。

延長事業の推進に合わせて、モノレールの利用促進を図るため、2014（H 26）年に IC 乗車券「OKIKA（オキカ）」の運用が開始され、2015（H 27）年に新しい4駅の駅名を決定し、2019（R1）年10月に延長約 17km（19 駅）の延長区間を含めた全線が開業しています。

また、交通結節点を形成することを目的としたパークアンドライド駐車場をてだこ浦西駅に整備することで、高速バスとの連携による本島中北部への公共交通サービス圏の拡大やモノレールのさらなる利用促進を図っています。



てだこ浦西駅及びパークアンドライド駐車場

エ これから

沖縄都市モノレールの整備により、移動における時間の短縮や利便性の向上、交通改善、駅周辺地域の活性化などの効果が出ています。

また、首里の高台と那覇の低地部を結び、高い位置を走行するモノレールは、都市の景観を豊かにし、また車内からの眺望の良さも魅力の一つとなっており、街のシンボリックな存在ともいえます。

利用状況は、2011（H 23）年に乗客数延べ1億人、2017（H 29）年には乗客数2億人を達成しており、定時定速で安全性の高い公共交通機関として定着しています。

2020（R2）年3月に那覇空港第二滑走路が供用開始されたことも相まって、観光需要の増加が期待され、モノレールに

おいてもさらなる乗客数の増加が見込まれることから、輸送力の増強を図るため、現在はモノレールの3両化事業を進めています。



沖縄都市モノレール

(9) 今後の課題

復帰後 50 年が経過し、重点的に道路整備を行った結果、改良率や舗装率が全国平均を上回り、本土復帰時と比較すると道路の改良済延長は約 2.6 倍になりました。しかしながら、自動車保有台数は本土復帰時と比較すると約 5.9 倍となっており、自動車の需要に道路整備が追いついておらず、自動車台数当たりの道路延長は全国水準の約 50% と大きな開きがあり、道路延長 1km 当たりの交通渋滞による年間の損失額は東京、大阪などの大都市圏に並んで全国で6番目に大きいという深刻な状況にあることから、なお一層の体系的整備を図る必要があります。

さらに、今日の道路には、移動の高速性や定時性の確保、生活の安心や安全の確保に加え、高齢化社会への対応、観光支援及び亜熱帯性の貴重な環境への配慮など多様化したサービスが求められています。

このため、新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画等に基づき、渋滞緩和に向けた交通経路の分散化や地域間の移動円滑化を図る幹線道路ネットワークの整備、広域交流拠点や観光拠点へのアクセス道路の整備、歩行者等が快適に移動できる道路空間の整備、景観形成に配慮した道路整備、災害に強いネットワークの構築など、複雑・多様化するニーズに対応した道づくりを進めていきます。

2 空港の整備

沖縄県に初めて空港ができたのは 1933（S8）年のことで、現在的那覇空港が海軍飛行場として建設されたことに始まっています。1935（S 10）年には、福岡～那覇～台湾間を結ぶ中継基地として航空路が開設されました。戦後は、米国政府の施政権下において、久米島、南大東、宮古、多良間、石垣、

与那国の6空港が整備され、民生の安定と地域振興に重要な役割を果たしてきました。

1972（S 47）年5月の復帰に伴い航空法の適用を受け、那覇空港は米国空軍の管理から国が管理する空港となり、その他の離島空港は沖縄県が管理する空港となりました。復帰後の新たな法制度の下で、南大東空港や与那国空港においては、制限表面の一部が航空法の規定に抵触するという理由から、1,200m から 800m へ滑走路の短縮運用が行われ、それまで就航していたYS-11 型機（64 人乗）が小型のDHC- 6 型機（19 人乗）に代わったケースもありました。

本県の空港は、1972（S 47）年の復帰以来、沖縄振興開発計画及び空港整備五箇年計画等に基づき整備が進められてきました。

第2次空港整備五箇年計画（1971（S 46）～1975（S 50）年度）では、那覇空港や下地島空港のほか、海洋博関連事業として伊江島空港が整備され、第3～7次空港整備五箇年計画（1976（S 51）～2002（H 14）年度）では、航空需要の急速な伸びに伴う航空路線網の拡充と就航機材の大型化等に対応して、石垣空港の暫定ジェット化をはじめ、宮古空港、久米島空港、与那国空港のジェット化（滑走路長 2,000m）、北大東空港、新南大東空港、新多良間空港の整備（滑走路長 1,500m）等、その後も、沖縄振興計画等に基づき空港の整備が進められています。

特に、増加する航空需要への対応や空港周辺の航空騒音、ジェット機の制限付き運用等の課題を抱えていた石垣空港では、地元の合意形成を踏まえて新空港の建設位置を選定し、2013（H 25）年に滑走路長 2,000m の新石垣空港が開港しました。

一方、パイロット訓練が減少していた下地島空港では、高度な空港機能と広大な周辺公用地を活用した利活用事業に着手し、2019（H 31）年に民間による旅客ターミナルが開業しました。新石垣、下地島の両空港とも、アジアの都市との国際航空路線が就航するなど、宮古・八重山圏域と国内外を直接結ぶ空の玄関口として多くの旅客を迎え入れており、新石垣空港では国際線ターミナルを拡張整備し、2022（R 4）年に供用しています。

また、那覇空港では、将来需要に対応するため、2014（H 26）年から沖合で第二滑走路の整備が進められ、2020（R 2）年に供用を開始しました。

多くの離島によって構成される本県では、国内外及び県内島しょ間を結ぶ交通手段が空路及び海路に限られていることから、沖縄経済や県民生活を支える生命線として、離島空港の果たす役割は非常に重要です。

今後は、新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画等に基づき、空港施設の更新整備と機能向上、伊平屋空港の整備、離島発着航空路線の維持・拡充及び離島空港における航空・宇宙

関連産業の展開等の取り組みを進めていきます。

3 港湾の整備

本県は、広域な海域に多数の島々が点在し、47 の有人島からなる島しょ県であることから、物資輸送の約 99% が海上輸送となっており、港湾は、本県の物流・人流の拠点として重要な役割を担っています。

本県においては、復帰前、特定港湾3港、重要港湾5港、避難港湾3港、地方港湾 66 港、計 77 港が港湾の指定を受けていました。

現在は、重要港湾6港、地方港湾 35 港（うち避難港2港）、計 41 港となっています。重要港湾のうち那覇港、平良港、石垣港はそれぞれ那覇港管理組合、宮古島市、石垣市が管理しており、運天港、金武湾港及び中城湾港の3港と地方港湾の35港は県が管理しています。

復帰当時、小規模な係留施設がほとんどであった本県の港湾は、復帰後、振興開発計画や沖縄 21 世紀ビジョン基本計画等に基づき港湾の整備が積極的に推進された結果、港湾施設は大幅に改善されました。1973（S 48）年度末で 4,442m あった係留施設（船揚場は除く）の延長は、2021（R 3）年度末時点で 4 万 1,320m となっています。また、港湾における公共貨物の取扱量は、1974（S 49）年から比較すると 2019（R 1）年には約 3.5 倍、乗降人数は約 4 倍に増加しています。さらに、2019（R 1）年の県内へのクルーズ船の寄港回数は那覇港で過去最高となる 260 回を記録し、初めて全国で第1位に躍進しました。また、石垣港が 148 回で第5位、平良港が 147 回で第6位、県全体では 581 回となり、10 年連続で過去最多を更新し、都道府県別では 4 年連続で日本一となっています。

港湾事業では、海上交通の安全性、安定性、利便性等の向上及び船舶の大型化や、輸送形態の効率化への対応並びに地域の振興や魅力あるウォーターフロント空間の形成を図るため、港湾施設の整備や管理運営に努めているところです。

その中でも重要港湾において、那覇港では国際流通港湾としての機能充実や臨空・臨港型産業等の集積を図るため、港湾貨物の増大や船舶大型化に対応した物流拠点の整備に取り組むとともに、国際クルーズ拠点の形成等による観光の高付加価値化に資する人流拠点の整備に取り組みます。

中城湾港新港地区においては、産業支援港湾としての機能強化・拡充、クルーズ船寄港地の形成に向けた整備を引き続き推進していきます。泡瀬地区については、スポーツコンベンション拠点の形成に向けた埋め立て事業や港湾施設の整備、西原・与那原地区では地域の活性化、まちづくりの推進を図り、多彩で高付加価値の国際観光・交流拠点の形成としてスーパーヨットの受け入れ環境整備に取り組みます。

平良港、石垣港においては宮古・八重山圏域の拠点港湾として、大型クルーズ船の受け入れ環境の整備や物流機能の強化を図るとともに、観光エリア拠点の形成や周辺離島との交通便利性の向上を図っています。

地方港湾については、離島や地域の交通、生活、産業等の拠点として、港湾利用者の増加に伴う就航船舶の大型化、安全安心な乗降や荷役、利便性向上を確保するための係留施設や外郭施設等の整備を推進していきます。さらに、港湾施設の防災・減災対策として、既存施設の長寿命化・耐震化等を推進していきます。

これからの港湾整備は、『新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画』の施策展開である「多様な国際物流ネットワーク強化と物流コストの低減」「経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充」「離島を結び支える安全・安定的でシームレスな交通体系の構築」「多彩かつ質の高い観光の推進」等を基に推進していきます。

引き続き、港湾施設の整備、離島港湾の機能向上、施設の耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、脱炭素化への取り組みとしてカーボンニュートラルポート形成に向けた港湾機能の高度化等を推進していきます。



那覇クルーズターミナル

4 河川・海岸等の整備

（1）治水事業

戦前の沖縄において、1930（S 5）年に国場川水系の4河川が、1940（S 15）年には比謝川等 19 河川が旧河川法により準用河川に認定され、ようやくにして法律に基づく行政管理が行われるようになっていました。

しかし、戦後、米軍政府の統治下におかれ、国有財産の管理権が米国民政府に委ねられたため、河川の管理は事実上二元的に行われていました。すなわち、河川管理のうち、治水対策としての河川工事等は琉球政府が行い、河川の水利使用・土地の占用等の許認可は米国民政府が行うというものでした。

先の大戦の復興・発展期における森林の乱伐や無秩序な山地開発、急激な都市地区への人口の集中等によって、河川の

荒廃は一段と進み、各地で災害が多発しました。

1972（S 47）年5月、復帰に伴い、これまで旧河川法により認定されていた準用河川は、経過措置により二級河川に読み替えられ、ここに 1964（S 39）年に制定された新河川法に基づく河川行政がスタートすることになりました。さらに、1997（H 9）年に治水、利水の役割を担うだけでなく、河川環境の整備と保全を加え、地域の意見を反映した河川整備の計画制度を盛り込む大改正がありました。

沖縄振興特別措置法には、沖縄の二級河川の改良工事、維持または修繕について、国土交通大臣が指定した区間に係るものは、国が直接施行することができる河川法の特例が設けられています。この特例により、国が建設、管理する多目的ダムでは、事業の円滑な施行及び管理が図られています。

ア 河川事業

河川改修事業は、県土の保全及び災害防止の目的で実施されるもので、社会資本整備の中でも極めて重要な事業です。復帰以前の改修事業は応急的なもので、年間投資規模も極端に小さく、1972（S 47）年時点で全国の二級河川の整備率 12% に対して本県の整備率は 5% に過ぎませんでした。

復帰後、河川法の適用を受けて本格的に整備が進められ、1972（S 47）年度から 2021（R 3）年度までに約 2,293 億円が県の管理する二級河川 75 河川と市町村が管理する準用河川 21 河川において投資されています。

また、治水対策と併せて「多自然川づくり」を取り入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する整備を進めているところです。

イ 補助ダム事業と管理

補助ダム事業は、沖縄振興特別措置法に基づく直轄多目的ダムを除き、本島や離島地域における二級河川の治水対策及び治水対策と併せた水資源開発を目的として実施する事業です。

県によるダム建設の第1号である座間味ダムが 1992（H 4）年3月に竣工したことを皮切りに、2016（H 28）年2月の儀間ダムの竣工をもって県ダム建設事業が完了しました。

現在は、治水安全度の向上を図る治水ダムとして1ダム、また、治水安全度の向上と水道またはかんがい用水の安定供給を目的とした多目的ダムとして5ダム、計6ダムの管理を行っており、ダムの安定的で持続可能な運用を図るために、長寿命化計画に基づく改良、補修及び維持管理に取り組んでいます。

また、これからの治水対策として近年の激甚化、頻発化する水害に対応するため、河川流域のあらゆる関係者が協同して取り組む「流域治水」への転換が進められています。その一環として、大雨が予測された際にあらかじめ貯留水を放流するこ

とで、既存ダムの洪水調節能力を最大限活用する「事前放流」の取り組みを2020（R2）年度から実施しています。

ウ 土砂災害対策事業（砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業）

土砂災害対策事業については、復帰後適用された全国同様の制度の下、これまで積極的に取り組んできました。

復帰後、土石流危険渓流が集中する本島北部を中心に、砂防事業を推進してきており、現在、名護市安和と那川等4カ所で事業を行っています。

地すべり、急傾斜地の土砂災害危険箇所が集中する本島中南部では、その対策事業を推進してきており、現在、地すべり対策事業を中城村当間地区等9カ所、急傾斜地崩壊対策事業を北中城村島袋地区等3カ所で行っています。

その結果、土砂災害対策が必要な箇所のうち、2022（R4）年3月末までに134カ所が概成し、県民の生命や財産を守る安全・安心な島づくりに寄与しています。

また、砂防メンテナンス事業により、南風原兼城地区等3地区（地すべり）、糸満市武富地区等4地区（急傾斜地）で、既存施設の老朽化対策も実施しています。

なお、土砂災害警戒区域等指定のための基礎調査を実施し、ソフト対策充実に向けた取り組みも推進しています。

（2）海岸事業

本島の海岸堤防等は、戦後、琉球政府が設立されてから1972（S47）年の復帰までの20年間で約165kmが整備されましたが、構造基準に合わないものが多く、異常時の高潮、波浪等に対し、十分とはいえないものでした。

復帰後は、速やかに整備を推進するため、線的防護を主体とした直立式護岸等の整備を進めていましたが、昭和60年代からは、緩傾斜式の構造や自然石を用いるなど、景観や環



KINサンライズビーチ海浜公園

境に配慮した面的防護方式による整備にも取り組んでいます。平成20年代には、高潮対策などに加え、復帰前後に整備した施設の適切な維持管理のため、長寿命化計画を策定し老朽化対策に取り組むなどの変遷を遂げながら、これまでの50年間で約184kmの海岸堤防等の海岸保全施設を整備してきました。

現在、水釜海岸（嘉手納町）他1海岸において高潮対策、伊佐海岸（宜野湾市）他6海岸で老朽化対策を実施しています。

また、2011（H23）年7月に全面返還されたギンバル訓練場跡地に位置するギンバル海岸（金武町）において、金武町の取り組みと連携した海岸環境整備事業を実施し、2022（R4）年9月にKIN サンライズビーチ海浜公園として完成供用しました。駐留軍用地跡地有効利用の推進に大きな期待が寄せられています。

今後は、温暖化による平均海面水位の上昇等、気候変動の影響を踏まえ、海岸保全基本計画を改定し施設の機能強化を図り、防護、環境、利用が調和した総合的な海岸の保全を推進していきます。

5 都市の整備

（1）都市計画

本県は、戦後の混沌とした時期に無秩序に市街地が形成されたため、居住環境の悪化や交通混雑などの多くの問題が発生してきました。

都市計画とは、このような市街地を含む都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、道路や公園、下水道などの都市施設の整備及び土地区画整理などの市街地開発事業に関する計画で、まちづくりのルールを定め、個々のまちに合った計画を立てて実行していくものです。

本県では、1945（S20）年のニミツ布告に基づき都市計画制度が導入され、1953（S28）年に琉球政府により都市計画法が制定、復帰に先立つ1970（S45）年に新都市計画法が適用され今日に至っています。

（2）都市計画区域

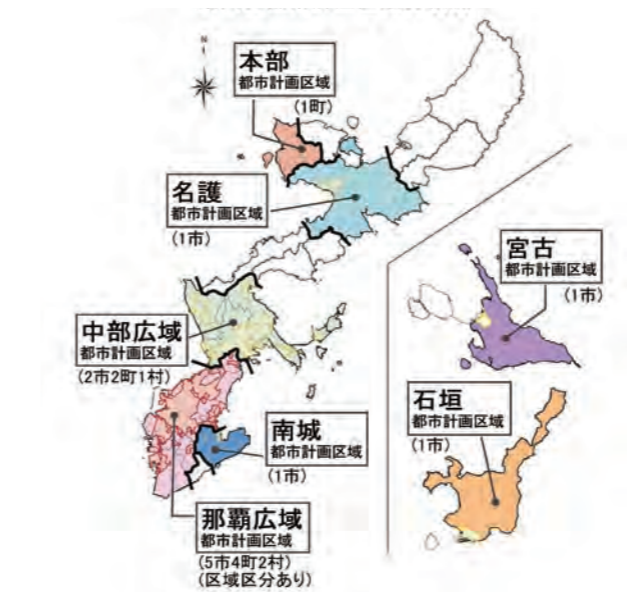
都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域であり、本県では、1954（S29）年の那覇都市計画区域（1市）指定を始まりとして、社会経済情勢の変化や市町村合併等に対応し、2021（R3）年3月末現在、7区域（21市町村）が指定されています。復帰後の都市化や人口増加に伴い、現在の区域面積は約11万haと復帰直前の約2倍に拡大し、95%の県民が暮らしています。

今後の人口減少や超高齢社会も踏まえつつ、健全な発展、秩序ある整備及び持続可能な都市づくりを目指していきます。

都市計画区域等の変遷

項目	昭和47年(S47.3)	令和3年(R3.3)
都市計画区域、市町村	9区域、12市町村	7区域、21市町村
区域面積	54,663ha(24.3%)	112,322ha(49.2%) (2.1)
区域人口	582千人(60.6%)	1,393千人(95.3%) (2.4)
用途地域面積	5,590ha	17,257ha (3.1)

※区域面積、区域人口の()内は県総計に占める割合であり直近のデータと比較した。
※令和3年の区域面積、区域人口、用途地域面積の()内は昭和47年からの伸率。



県内の都市計画区域の状況

（3）都市公園

都市公園は、緑による都市環境の維持・改善、災害時の避難地等として防災機能、健康・レクリエーション活動、心の安らぎの場所として重要な役割を果たしています。

本県の都市公園の整備は、独特の文化に彩られた歴史とともに亜熱帯の気候環境から、歴史、文化の香る地域として、「緑の中に都市が存在する」ような良好な都市環境の創造を大きな目標としています。

復帰時の1人当たりの公園面積は0.74㎡でしたが、2021（R3）年度末には11.0㎡（全国10.7㎡）まで整備され、潤いあ



沖縄美ら海水族館黒潮の海

る都市環境の向上に大きく寄与しています。その間には、沖縄国際海洋博覧会会場の沖縄記念公園、海邦国体の主会場である沖縄県総合運動公園、復帰20周年記念事業として首里城公園（再建中）、復帰30周年記念事業として海洋博覧会地区の新水族館の整備等、特色ある地域として、また、歴史・文化の発信の場として極めて重要な地位を占めるまでに至っています。

また、国営沖縄記念公園のうち「首里城地区首里城正殿等」及び「海洋博覧会地区沖縄美ら海水族館及び海獣施設等」について、県は国から管理許可を受け、2019（H31）年2月1日から、県による主体的な文化の発信及び観光振興等に資することを目的として管理を開始しています。

今後も、本県の風土と歴史・文化に彩られた都市公園の整備を推進していきます。

（4）首里城の復旧・復興

2019（R1）年10月31日未明に発生した火災により、首里城正殿他9施設が焼損しました。その復興に向けて、現在、国や関係機関と連携を図りながら、再発防止に向けた対策の検討、復元過程の段階的公開や施設の利便性向上、首里城周辺の歴史まちづくり推進等に取り組んでいます。

2022（R4）年11月3日には、正殿復元工事の起工式が行われ、念願の復元工事がスタートし、県では、琉球王朝時代の首里城再建時等に行われた、使用木材を運び込む祭事「木曳式」に倣ったイベントを実施しました。

木曳式で用いた木材は、国内外の皆様からの寄附金を活用し県が調達した県産木材「オキナワウラジロガン」です。これまで、首里城復旧・復興に向け、多くの方々から応援メッセージや支援が寄せられており、このような思いを形にするため、一日も早い首里城復興に取り組んでいきます。



木曳式にて首里城公園に運び込まれたオキナワウラジロガン

（5）土地区画整理事業・市街地再開発事業

土地区画整理事業は、道路や公園が不足していたり、宅地

が不整形で利用しにくかったりする場所で、土地所有者等から少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、道路や公園を整備したり、宅地を道路に面し形の整った利用しやすいものにしたりと、公共施設と個々の宅地を合わせて整備する総合的なまちづくり事業です。

本県における土地区画整理事業は、1953（S 28）年に那覇市が実施した美栄橋地区の事業が最初で、2021（R 3）年度末までに西普天間住宅地区（宜野湾市）、てだこ浦西駅周辺地区（浦添市）、安慶田地区（沖縄市）、西原西地区（西原町）、津嘉山北地区（南風原町）、大湾東地区（読谷村）など11市6町3村、118地区で合計3,328.9haの事業が実施されています。

1972（S 47）年の復帰後は土地区画整理事業が推進され、特に返還軍用跡地の有効利用を図るため、本事業が積極的に活用されてきました。

その結果、返還軍用跡地における事業は、那覇新都心地区（214.0ha）をはじめ34地区1,207.0haで実施されており、土地区画整理事業全体の36.3%を占めています。

市街地再開発事業は、既成市街地において建築物を高層化することにより、街路や広場などを十分に確保し、安全で快適なまちづくりを推進するものです。県下における市街地再開発事業は、久茂地1丁目地区（パレットくもじビル）の事業が最初で、2018（H 30）年度末までに6地区（久茂地1丁目、中の町A地区、新町・ロータリー地区、牧志・安里地区、山里第一地区、モノレール旭橋駅周辺地区）で整備が完了しました。また、2020（R 2）年度には県内初の防災街区整備事業である農連市場地区の整備が完了しています。

6 下水道の整備

戦後、中南部の都市地域においては、急速な都市化と人口集中により生活環境の悪化が問題となっていました。そのため、米国民政府が1964（S 39）年12月に米軍基地の集中している本島中南部の9市村の汚水処理を目的とした「沖縄中南部統合下水道計画」を策定し、1969（S 44）年度に那覇下水処理場（現・那覇浄化センター）、1970（S 45）年度に伊佐浜下水処理場（現・宜野湾浄化センター）が沈殿方式による簡易処理で供用開始しました。

復帰に伴い、沖縄県下水道管理事務所（現・沖縄県下水道事務所）が設置され、「沖縄中南部統合下水道」は、県管理の中部流域下水道事業として引き継がれ、1976（S 51）年度には伊佐浜下水処理場（現・宜野湾浄化センター）、1977（S 52）年度には那覇下水処理場（現・那覇浄化センター）で標準活性汚泥法による高級処理を開始しました。1983（S 58）年度から中城湾流域下水道事業に着手し、1987（S 62）年度に具志川下水処理場（現・具志川浄化センター）が供用開

始しました。また、1996（H 8）年度から中城湾南部流域下水道事業に着手し、2002（H 14）年度に西原浄化センターが供用開始しました。

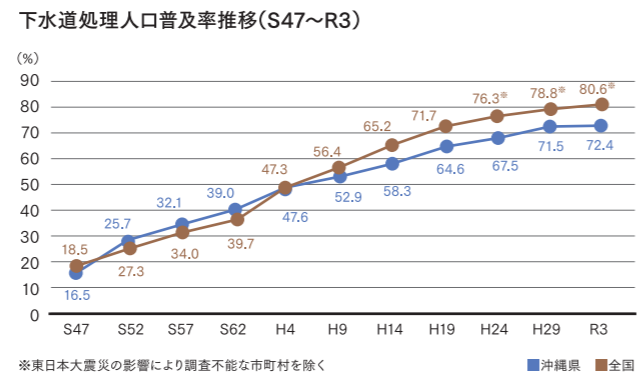
一方、市町村の下水道事業は、1964（S 39）年度のゴザ市（現・沖縄市）、1965（S 40）年度的那覇市に続き、各市町村が事業に着手し、2022（R 4）年4月現在、11市8町6村の25市町村で事業を実施しています。

これらの取り組みにより、2021（R 3）年度末の県内の下水道処理人口普及率は72.4%となっています。

また、下水道資源の有効利用を図るため、県や市町村では下水の処理過程で発生する汚泥に含まれるバイオガスを発電に利用するほか、汚泥の肥料化等による緑農地還元に取り組んでいます。水資源については、県と那覇市が共同で再生水利用下水道事業に取り組んでおり、2002（H 14）年度に那覇新都心地区へ再生水の供給を開始した後、順次、県庁周辺地区、那覇空港地区を追加する等、再生水の利用促進によって県内における水環境の形成を進めています。

なお、下水道事業は、将来的な人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新投資の増大等により経営環境が厳しさを増すことから、経営状況を的確に把握し経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図るため、2022（R 4）年4月現在、県と17市町村が公営企業会計に移行しました。

今後も、公衆衛生及び生活環境の向上に加え、良好な水環境の創造、資源循環による持続的発展が可能な社会の構築に寄与するよう、市町村と連携し、下水道事業を推進していきます。



7 住宅の整備

（1）復帰に伴う住宅施策及び特別措置

復帰と同時に、日本国の住宅関連法令が即時適用され、さらに、劣悪な住宅事情の対本土格差是正のため特別財政措置等がとられ、公営住宅等の制度拡充が行われました。

住宅建設の総合的な計画として復帰と同時に「沖縄県第二期住宅建設四カ年計画」（1972（S 47）年～1975（S 50）

年度）が策定されました。これにより、本県の住宅建設計画が明確化し、長期展望が与えられ、実効性の高いものになりました。

公営住宅・改良住宅については、沖縄振興開発特別措置法により地方公共団体に対する国の補助率が嵩上げされたほか、事業費等算定の基礎となる標準建設費も沖縄地区として割増しが認められ、地方公共団体の財政負担軽減と建設促進が図られました。さらに、公的融資制度関連では、沖縄振興開発金融公庫で、利率、限度額等の優遇措置を伴って実施されることになりました。

（2）復帰後の住宅事情と住宅建設状況

本県の住宅は、「住宅建設計画法」に基づき策定される「住宅建設五箇年計画」に基づいて計画的に建設が進められてきました。

1973（S 48）年の住宅総数は24万8,800戸、世帯総数は23万3,900世帯で、一世帯当たりの住宅数は1.06戸となっており、他の指標でも住宅事情は、全国に比べ著しく低い状況でした。

住宅の建設状況をみると第二期計画の1972（S 47）年度から第八期計画の2005（H 17）年度までの間に、公的資金による住宅は21万2,415戸、民間自力建設による住宅は28万4,909戸、合計49万7,324戸となっています。公的資金住宅のうち、公営住宅は2万8,606戸、公庫資金住宅は16万9,562戸となっています。

（3）現在の住宅事情

本県の住宅総数は、順調に増加を続け、2018（H 30）年で65万2,600戸となり1973（S 48）年の24万8,800戸に対して162.2%の増加となりました。

一方、世帯総数は、2018（H 30）年には57万9,800世帯となり、1973（S 48）年の23万3,900世帯に対して147.8%の増加となっています。その結果、総世帯数に対する住宅数の割合が伸び、2018（H 30）年では一世帯当たりの住宅数は1.13戸となって、全国水準に近づいています。

2018（H 30）年時点の居住水準をみると、最低居住面積水準に満たない世帯の割合は、1973（S 48）年の56.7%から2018（H 30）年の11.2%と著しく改善されていますが、全国の6.6%に比べ依然高い状況です。

近年の住宅施策では、わが国の社会経済情勢の変化、住宅を取り巻く状況の変化等を踏まえ、住宅建設計画法に代わり「住生活基本法」が2006（H 18）年に公布され、住生活基本計画に基づき取り組みを推進しています。

（4）公営住宅の建設

本県における公営住宅の建設は、琉球政府の補助による市

町村営住宅の建設が1962（S 37）年から開始され、1972（S 47）年の復帰までに3,656戸が建設されました。復帰後は県営住宅の建設も加わり、2021（R 3）年度までの着工実績は、県営住宅2万456戸、市町村営住宅1万8,833戸、合わせて3万9,289戸となっています。

また、公営住宅の建て替え事業は1988（S 63）年度から始まり、2021（R 3）年度までに県営20団地、市町村営45団地において建て替えが行われています。



県営大謝名団地

8 景観形成

本県では、戦後から復帰後にかけて社会資本整備や市街地形成が進む中、沖縄固有の自然や歴史・文化に根ざした優れた景観を保全し良好なまちなみ景観を形成するため、1994（H 6）年に沖縄県景観形成条例を制定し、景観形成の取り組みを進めてきました。また、屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づき、良好な景観と安全で快適な生活環境づくりを目指し、屋外広告物について必要な規制や誘導を行っています。

その後、2004（H 16）年に「景観法」が制定されると、各市町村が景観行政団体として景観形成の方針等を定めた景観計画を策定し、地域の特徴に合わせた風景づくりが展開されるようになりました。本県では、これまでに35市町村が景観計画を定めて、良好な景観の形成に向けた取り組みを進めています。

県では、市町村と連携して沖縄らしい風景づくりを進めるため、景観シンポジウム等による普及啓発活動や地域の風景づくりを担う人材の育成、公共事業における景観評価システムの運用等に取り組んでいます。

今後は、風景づくりの主体である市町村や地域住民が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進するとともに、市町村間連携による広域的な風景づくりに取り組んでいきます。

〔土木建築行政〕

1 建設業

本県の建設業は、復帰とともに「建設業法」の適用をうけ、登録制から業種別許可制へと移行しました。また、復帰後の急速な社会資本の整備の進展を背景に建設業者数は一貫して増え続け、本県経済を支える重要な産業として位置づけられています。

建設投資の推移を国土交通省の建設総合統計出来高ペースでみると、2021（R3）年度の本県における公共工事の割合が60.9%であるのに対し、全国は41.5%と本県が19.4ポイントも高く、公共投資依存型であることを示しています。

本県の全産業に占める建設業の就業者の比率は、2021（R3）年は9.7%、全国平均7.2%より高い状況が続いており本県においては建設業のもたらす雇用効果が大きく、本県経済産業の中で重要な位置を占めています。

建設業の許可業者数は、1972（S47）年の2,282業者から、2021（R3）年度末で5,201業者となり、復帰時のおよそ2.3倍となっています。

また、県が発注する建設工事や建設工事等に関連する測量設計及びコンサルタント業務等の入札参加者の登録は、2年ごとに審査・名簿の作成を行っており、2021（R3）・2022（R4）年度の入札参加登録県内業者数は建設工事2,028業者、コンサルタントは639業者となっています。

国は「建設産業は、社会資本の整備を支える不可欠の存在であり、都市再生や地方創生など、わが国の活力ある未来を築く上で大きな役割を果たすとともに、震災復興、防災・減災、老朽化対策など『地域の守り手』としても極めて重要な役割を担っている」としています。

なお、本県では2008（H20）年に、長期展望に立って建設産業の活性化を推進していくため、「優れた技術・経営力を持ち、美ら島おきなわの創造に貢献する建設産業」を目指すべき将来像とし、その実現に向けた取り組みの総合指針となる「沖縄建設産業ビジョン」を策定しました。

現在の「沖縄建設産業ビジョン2018」は、将来にわたり重要な役割を担う「建設産業の持続可能な発展を推進するため」建設企業、業界団体、行政機関の各主体が、それぞれの責務と役割を認識し、連携を図りながら各種取り組みを連携・協働のもと総合的かつ計画的に取り組むこととしています。

その中で、少子高齢化等による将来の担い手不足に対して「新たな人材の確保・育成」を最優先に取り組んでおり、多様な人材の活用、労働環境の改善、建設産業の魅力発信等を実施しています。

また、入札業務については、「沖縄県CALS／EC整備基本構想」及び「CALS／ECアクションプログラム」に基づき、

2006（H18）年より電子入札システムの運用を開始しており、2008（H20）年度からは全ての建設工事にかかる入札において電子入札を実施しています。

今後は、建設業の電子申請と併せて電子入札対応の環境整備を行っていきます。

2 技術管理業務

土木建築部所管の建設事業における適正な執行及び円滑な事業の推進を図るため、建設工事の設計・施工管理等に係る技術基準の制定、積算に使用する積算基準書の作成、労務費・資材単価等の調査、建設工事の検査等を行っています。

また、建設行政に対する社会的ニーズの多様化・複雑化等に対応して、技術管理業務においても取り組みを続けてきました。

1995（H7）年には沖縄県赤土等流出防止条例に基づく技術指針等の策定、2004（H16）年には建設リサイクルの推進を目的とした沖縄県リサイクル資材（ゆいくる材）の認定制度等を実施することにより、環境に配慮した良質な社会資本の整備に寄与しています。

2006（H18）年には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受け、総合評価方式の運用を制定し、これまで建設業界や社会情勢の変化に応じて運用の改善、適用の拡大に取り組んでいます。

沖縄県は、四方を海に囲まれた亜熱帯性気候に属する島しょ県であり、飛来塩分が多く、高温多湿というコンクリートの劣化が促進される厳しい劣化環境下にあることから、2017（H29）年にフライアッシュコンクリートの配合及び施工に関する指針を策定し、コンクリート構造物の耐久性向上・長寿命化に取り組んでいます。

2017（H29）年にはICT活用工事、2021（R3）年にはBIM／CIM活用業務の要領を策定するなど、建設現場における生産性向上を図るための取り組みを行っています。

3 用地

（1）公共用地の取得と補償

公共用地の確保は、公共事業の根幹をなすものであり、用地取得の成否が事業執行、推進の要となっています。

復帰後、3次にわたる沖縄振興開発計画や、その後の沖縄振興計画及び沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、本土との格差是正と自立的発展を可能とする基礎条件の整備を図るため、各面にわたる公共事業が展開され、相当な成果を上げてきました。

しかしながら、未だ整備を要する分野もあり、引き続き公共事業を円滑に行うための用地取得対策は、緊急な課題となっ

ています。

ところで、土地価格の動向は県内景況を背景に上昇傾向にあり、県土が狭隘であること、また、地権者の権利意識の高まり、利害関係の錯綜により、用地の確保が困難となっており、極めて厳しい状況にあります。

このようなことから、公共用地を円滑に取得するため、関係機関等との連携を密にし、執行体制の確立強化に努め、計画的に社会資本整備事業等を推進しているところです。

なお、1972（S47）年度から2021（R3）年度までの間、県や土地開発公社が取得した公共用地は、約3,047万㎡、金額にして約9,575億3,000万円となっています。

（2）未買収道路用地取得事業

本県には、所有権等権原を取得しないまま道路として一般交通に供されている土地が存在しており、これをいわゆる「つぶれ地」と呼んでいます。

その発生原因は、旧日本軍または米軍等によるもの、琉球政府の財政難等の理由で権原取得のなされなかったものの2つに分類されます。

未買収道路用地取得事業は、これらつぶれ地補償処理業務であり、戦後処理事業の一環として行っています。

つぶれ地補償は、サンフランシスコ講和条約発効前（1941（S16）年12月8日～1952（S27）年4月27日）のものについては全額国庫補助で実施し、発効後（1952（S27）年4月28日～1972（S47）年5月14日）のものについては国庫補助及び県単独事業で実施しています。

なお1972（S47）年度から2021（R3）年度までの取得実績は次表の通りです。

	全体計画	実績	達成率
面積	2,392	2,305	96.4
金額	69,168	68,253	98.7

4 建築行政

（1）建築基準法関係

ア 建築基準法の沿革

建築物に関する基準を定めた建築基準法は、1950（S25）年に制定されましたが、本県は、戦後、本土の行政から分離されたため、独自の法律を制定する必要がありました。

このため、1951（S26）年に沖縄群島基準条例が制定され、1952（S27）年より施行されました。その後、琉球政府の創立により、同年12月にこの条例を建築基準法として制定し、1972（S47）年5月14日まで施行しました。

復帰に伴い建築基準法が適用され、現在に至っているこ

ろです。

イ 特定行政庁の概要

建築確認の事務に関して権限を有する職員（建築主事）を置く地方公共団体の知事や市町村長のことを特定行政庁と言います。

本県では、建築基準法の施行に伴い、1952（S27）年に琉球政府、翌年には那覇市が特定行政庁として発足しました。

復帰後は、1973（S48）年に浦添市、1977（S52）年に沖縄市、1980（S55）年宜野湾市、1998（H10）年具志川市（現・うるま市）と続き、現在、6特定行政庁となっています。

1998（H10）年の建築基準法改正により、これまで特定行政庁の建築主事が行っていた確認・検査業務を、知事または大臣が指定した民間機関でも行えるようになりました。

ウ 建築確認件数

本県における建築確認件数は、復帰後の1972（S47）年度～1974（S49）年度の3年間は、約1万件でしたが、沖縄国際海洋博覧会の開催された1975（S50）年度には、約1万4,000件と大幅な伸びを示しました。その後、2002（H14）年度以降では毎年度5,000件～7,000件前後で推移しています。

（2）建築士法関係

建築物の設計及び監理を行う技術者の資格を定めた「建築士法」は、本県においては、1953（S28）年、琉球政府の立法として制定され、1954（S29）年から一級及び二級建築士試験が実施されました。

1969（S44）年に特例措置法等が制定されたことにより、一級建築士試験については建設省（当時）実施となり、合格者に対して建設大臣免許が交付されることになりました。その後、復帰に伴い現行法が適用となり、現在に至っています。

2022（R4）年3月末時点で、二級建築士6,492名、木造建築士8名の建築士が県内で登録されています。また、国土交通大臣の免許を受ける一級建築士の県内の登録者数は累計で、2,447名となっています。

（3）開発行政

ア 開発行政の沿革

都市計画区域において、一定規模以上の開発行為を行う場合はあらかじめ県知事の許可が必要です。

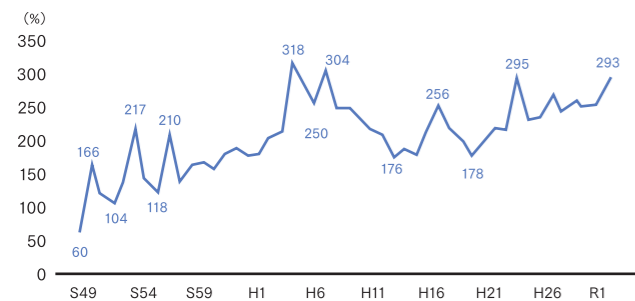
本県においては、1974（S49）年、那覇広域都市計画区域（那覇市を核とする13市町村）における市街化区域、市街化調整区域の線引により、都市計画法による開発許可等の制度がスタートしました。1975（S50）年、制令の一部改正により、線引のない、いわゆる未線引都市計画区域にまで、

2001（H 13）年、制令の改正により都市計画区域外にまで、同制度が適用されるようになりました。2007（H 19）年の都市計画法の一部改正に伴い市街化調整区域内の大規模開発を許可できる基準の廃止や開発許可不要とされていた一定の開発行為が開発許可を要することになりました。

イ 開発許可件数の推移

開発許可件数は、1993（H 5）年の 318 件をピークに増減を繰り返しながら、1994（H 6）年以降は 250 件前後で推移しています。

開発許可件数の推移



（４）宅地建物取引業関係

宅地建物の取引引きに関しては、復帰前は「土地建物取引業法」（1963（S 38）年琉球政府制定）、復帰後は「宅地建物取引業法」に基づき宅建業を営む者への免許、宅地建物取引士（宅建士）制度、宅建業者の業務に対する規制等を行っています。

宅建業者に設置が義務づけられている宅建士の資格試験は、機関委任事務として県が実施していましたが、法改正により指定試験機関への委任が可能となり、1988（S 63）年以降は（一財）不動産適正取引推進機構が事務を行っています。

2022（R 4）年3月末現在、宅建業免許は 1,847 業者、宅建士就業者数は 3,185 人となっています。

（５）営繕

営繕とは「建築物の营造と修繕」のことで、建築物の新築、増築、改築、修繕等の工事を言います。復帰後、建築課と住宅課で営繕業務を担ってきましたが、1993（H 5）年度に施設建築室に一元化されました。2003（H 15）年度からは学校施設整備まで業務範囲を拡大し、2005（H 17）年度に組織名称を施設建築課に変更し、現在に至っています。

これまでに、県営住宅や県立学校の施設整備を柱として、那覇警察署、県庁舎、沖縄コンベンションセンター、沖縄県平和祈念資料館、沖縄県公文書館、万国津梁館、沖縄IT津梁パーク、国際物流拠点施設、沖縄空手会館、おきなわ工芸の杜などの県有建築物を整備しており、1993（H 5）年度以降の事業費は、約 100～250 億円の規模で推移しています。また、2011（H 23）年度からは若手建築士育成を目的とした設計競技も実施しており、これまでに9施設が完成しています。

今後も新たな県有建築物の整備や、既存建築物の改築・大規模な改修等が必要であり、機能性や安全性確保をはじめ、ライフサイクルコストの低減、省エネや環境・景観等に配慮し、本県の持続可能な発展に向けた施設整備を推進していきます。

おわりに

復帰から 50 年を振り返り、これまでの沖縄振興策の展開によって、社会資本整備が進められ多くの成果が上がった一方で、国土強靱化やインフラ施設等老朽化対策など重要性を増した課題や、脱炭素社会や SDG sなどを踏まえた社会基盤整備など、新たに生じた課題等も明らかになっています。

変化する国内外の情勢や新たな時代潮流の中にあって、わが国の地理的優位性や歴史的・文化的特性など、本県が有する地域特性はより一層重要性を増しており、引き続き、沖縄の振興を推進し、本県の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会につなげていく必要があります。

これらを踏まえ、土木建築行政においては、これまでの取り組みをさらに加速させるとともに、社会情勢の変化に的確に対応し、自立型経済の構築及び県民所得の向上等に取り組んでいきます。